

果に對する責任は全然露國にあると陳述せらるべし」と電訓した。
戰時外交の幕はかくしていよいよ開かれた。

第五節 戰時外交

第一款 對露反駁及び中立国の態度

日露の開戦は露國の極東に對する侵略的行動に對して、米英の東亞市場確保の要求に後援された我が國が、大陸侵出のために國の興廢を賭して戰つたのであるが、我が外政の重任を荷つた小村は、既往二年有半これについて苦心に苦心を重ねた。その陰忍冷静内は國論の掃蕩を統一し、外は列國の同情を我が方に傾倒せしめ、内外の對露反感の高潮に乗じ断然纜を絶つて激浪怒濤の間に驀進して往つた、その細心と大胆とは言わずもがな、いよいよ戰時外交に入つて小村の第三國に對する進退動作の如き、人巧尽きて殆んど天巧に類するものがあつた。陸奥は蹇々録に於て日清開戦の發端を叙し「我が政府の廟算は外交に在りては被動者たるの地位を取り、軍事に在りては常に機先を制せんとしたるが故に、斯かる間一髪を容れざる時機に於ても、外交と軍事との關係を歩武聯行する爲めには、各自の当局者は頗る苦心慘憺したる所、今尙ほ之を追懷するに余あり」といつているが、この苦心慘憺は移して当年の桂内閣にも推量すべく、しかも舞台の一層大なる、對第三國關係の一倍広がりしだけ、小村のその間に処する時局展開の苦心は陸奥

のそれに倍徙するものがあつた。

二月六日、我が聯合艦隊佐世保を發し、その第四戰隊は九日仁川沖で露艦二隻を撃破し、翌十日宣戰の詔勅が煥發され露帝もまた同日をもつて宣戰した。超えて三月二十日、第二十回帝國議會が開かれ、同月二十三日、小村は貴衆兩院に於て日露交渉の發端から開戦に至る迄の經過を演述した。

日露既に戰を宣した。ここに至り我が作戦態度は世界環視の上に立ち、その一挙手一投足も我が對露及び對第三國關係の上に甚大の影響を及ぼさずには措かない。されば小村は初めより細心の注意と公正の態度をもつて戰時外交運用の局に当り、もつて我が終局の目的貫徹に支障を來たすことなきを期した。特に小村は我が國が自衛のため已むなく干戈を取るに至つた事情を外人の間に闡明し、當時外國に於てやゝもすれば我が國を呪うの具にされた恐黃思想の全然無稽なること、その他我が正義を顯揚し、利權を防衛するに資すべき事柄を極力説明して外人の誤解を防ぎ、その我が國に對する同情を益々深厚ならしめ、これを我が後援に立たしめるに緊要な努力を怠らなかつた。小村は時局の推移に殊に重大の關係ある英米二國に有力の特使を派し、駐劄使臣と表裏相俟つてその任務に當らしめるの議を桂首相、伊藤首相との間に凝し、その結果末松は英國に、金子は米國に、いずれもこの使命の下に開戦後程なく出發した。その出發に際し小村の両子に授けた訓令の要領に、(一)我が國は露國と妥協のため一切の手段を尽くし、しかも事遂にここに至りたるは、露國の行動のため実に余儀なくされた所以を滞留國々民の脳裡に徹底せしむること、(二)恐黃熱は歐米人の思想中に今なお伏在し、殊に露國は百方これを鼓吹しつゝあるので、この再發を予防すること、(三)我が國が清國に勸告して嚴正中立の態度を取らせた主要の理由は恐黃熱の再發を予防するにある、かつ我が國は戰爭の範圍を限

局し、一般の平和と貿易とを攪乱せざるに極力尽瘁した事情を闡明すること、(四)我が国が清国人の教育に尽力するをもつて恐黃熱鼓吹の有力な材料とするものがあるが、清国人を教育して文明の民と為すは東洋平和のために極めて必要で、独り我が国の自衛に資するのみならず、極東に利益を有する各国のためにも極めて有益とすべく、軍事上の教育もまた同一の目的に出ずるもので、専ら清国をして自ら秩序を維持し極東の平和を確実ならしむるにあるから、これ等の事情を一般に諒解させること等を指示してあつたが如き、趣旨の存せしところ明瞭である。かくして両子は開戦の殆んど当初から講和の終局に至る迄、英米各国にあつて使命の遂行に渾身の努力を致し、特に金子は講和談判に際し終始米大統領との接触を保ち、和議の成立に尽瘁した。戦時特使をある国に駐在させて啓発宣伝民間外交のことに膺らしめるは、欧米に於ては珍しくないが、我が国にあつては日清戦争の際には未だ行わず、日露戦争に至り初めてこれを行つたのである。

さる程に仁川沖の露艦撃破と同日、我が駆逐艦隊は旅順港外で露国艦隊に夜襲を加えて大捷を博した。露国政府は二月十八日、その公表文中に我が海軍が宣戦に先んじてこれ等の攻撃を行つたのを非難し、又同月二十日をもつて、外交断絶及び戦闘開始の顛末を公表した。その要旨は、外交断絶は戦闘開始を意味するものでない、そして日本は二月十一日宣戦したのであるから、八日の夜半及び九日十日の両日に露艦に襲撃を加えたのは、国際法違反の不法行為であるというにあつた。日本にとつて時に不利の言説を為せばこそ、有利の辯護は余り為さざりしデロンその人をしめてこれを解説せしめよ。彼は後年露国の隠れた史実を調査した末に曰く、

『日本は突然露国艦隊を襲撃せるにより非難を受けた。この非難は今日に至るも、なおこれを日本に加うるもの世に少くない。余

は当年の史実を能う限り調査し、その獲た資料に基き、日本は平時に於けると均しく戦時に於ても始終勇俠的信実及び節制を表露せりとの確信を得た。露国は若し自国より第一撃を敵に加えることがあつても、敵が行つたような不意撃をば為さなかつたであろうとの説は虚説であろう。当時露帝が関東総督に与えた『日本艦隊にして若し韓国の西方に於て北緯三十八度以北に進航するあらば、日本艦隊からの第一砲弾を俟たず我が方から彼に襲撃を加えて可なり。朕は卿に信頼する。上帝願くは卿を佐け給え』との重要な電命は今日に厳存する。』(Dillon, op. cit., p. 288)

この電命は最も雄弁な証人である。かつその全文は前項に述べた露国当年の秘録に第三十九号電訓として明掲されてあるもので、尙同電訓の後半には、「日本が韓国の西方面に於て軍艦をもつて上陸軍を掩護し、若しくは上陸軍にして北緯三十八度以北に進む場合には、卿は日本軍より最初の射撃を俟たず直ちに日本軍を攻撃して可なり」とある。事實は寸毫の疑を容れるべき余地はない。当年にあつては、我が国は未だかかる有力の証拠を―すなわち露帝が宣戦することなくして日本の海陸軍を攻撃して可なりと命令した―握り得なかつたが、しかも小村は露国の右の機誣に對し、政府として公然弁明を為すの価値を認めない迄も、ただ我が政府の公正な態度はこれを間接に世に示すに利ありとし、外務省をして三月二日内外新聞紙を藉りて左の記事を非公式的に発表させた。

露国政府は二月十八日及び二十日をもつて公表したる情報に於て、日本は平和の維持に眷々たりし露国の不意に乘じ、詐術をもつて奇捷を博したるものなりと誣ひ、外交關係の断絶は決して敵対行為の開始を以て目すべきものに非ず、且日本は二月十一日に至りて始めて宣戦を公布したるも、八日以来露国軍艦及び商船に對し不法極まる攻撃を加へ、國際法の原則に背戾せる行為を敢てしたりと云へり。

然れども露国が哀心平和を愛するに念なかりしは、彼れが徹頭徹尾妥協の精神を以て日本の交渉に応せず、曠日持久徒に時局を

遷延し、而して一方に於て海陸の軍備を拡張するに汲々たりしを以て容易に之を窺知するを得べし。試みに昨年四月第二回撤退期に際し露国が其の約束を履行せざりし以来、絶東に於ける露国軍備増大の事実を示さん。

増遣軍艦	
戦艦	三隻
装甲巡洋艦	一
巡洋艦	五
駆逐艦	七
砲艦	一
水雷敷設船	二
合計	一九
	三八、四四八噸
	七、七二六
	二六、四一七
	二、四五〇
	一、三三四
	六、〇〇〇
	八二、四一五

此の外尙露国は駆逐艦の組成材料を鐵路旅順に送りて急速其の組合はせに従事し、既に竣工せるもの七隻あり、又義勇艦隊汽船二隻を浦塩港に於て武装して軍艦旗を掲揚せり。

加之ならず露国は更に戦艦一隻、巡洋艦三隻、駆逐艦七隻、及び水雷艇四隻（この噸数合計三万七百四十噸）を増遣し、既に東洋に向つて航行中なりしなり。故に之を合すれば、露国増遣艦隊は無慮十一万三千噸に上るべし。

増派陸兵

露国は昨年六月二十九日、西比利鉄道輸送試験の口実の下にチタに向ひ歩兵二箇旅団、砲兵二箇大隊、騎兵、輜重兵各若干を送りたるを始めとし、陸統軍隊を絶東に輸送し、本年二月上旬迄には其の兵数既に四万余に達し、猶ほ必要の場合には二十万余の兵士を増遣すべき計画を為し居れり。

之と同時に露国は、旅順浦塩両軍港の砲臺増築に昼夜を分たず工事を急ぎ、琿春遼陽其の他の要地にも砲臺を修築し義勇艦隊及

び西比利鉄道に依りて盛に兵器弾薬を絶東に輸送し、十月中旬に於て既に野戦病院を積載せる十四輛の列車は大至急本国を出発せり。知るべし露国は毫も妥協に意なく、専ら武力を以て日本を屈從せしめんと企図したるものなるを。

露国の軍事的活動は本年一月下旬より二月に入りて益々急調に赴き、一月二十一日には旅順大連より歩兵約二箇大隊、砲兵若干を韓国北境に送り、同く二十八日にはアレキシエフ總督は鴨綠江附近に在る露国軍隊に向つて作戰命令を下し、二月一日には浦塩軍港知事は本国政府の命令により何時にても戒嚴令を布き得るに至りたるを以て、在留日本人にハバロフスクへ退却の準備を為さしめんことを在所日本貿易事務官に要求し、旅順に於ける露国軍艦の有力なるものは、修繕中に属する一戦艦を除くの外は尽く外海に出で、其の陸兵は遼陽より陸統鴨綠江方面へ向つて進発せり。誰か露国に戦意なく、又戦備なしと云ふものぞ。日本は事態切迫し此の上一日の猶予を容さざるを以て、遂に止むを得ずその無用に属する談判を断絶し、自衛の爲めに必要の処置を取るに決せり。故に戦争を挑発したるの責は日本に在らずして却つて専ら露に在り。

且夫れ日本は二月六日に於て露国と懸案の談判を絶了し、露国の爲めに侵迫を被むる地歩を防護し、且其の利権を擁護する爲め、自ら最良と思惟する独立の行動を取るべきこと、竝に外交關係を断絶し公使館を撤退する旨を露国に通告せり。独立の行動は一切を意味す。敵対行為の開始亦固より其の内に在り。仮に露国に於て之を解すること能はざりしとするも、日本は露国に代りて誤解の責に任すべきの理由なきことは勿論なり。將た又宣戦公布は敵対行為開始の必要条件に非ざること国際法学者の悉く一致する所にして、現に近時の戦争に於ては宣戦公布は交戦開始後に於てするを其の常とせり。故に日本の行動は国際法上に於ても毫も非難すべき点あることなく、況んや其の非難の露国より来るに於ては、寧ろ頗る奇と云はざるべからず。何となれば露国自ら宣戦の布告を為さずして直ちに戦闘行為を行ひたることは歴史上其の例証極めて乏しからざるのみならず、一八〇八年に於ては美に外交關係の断絶前に於てすら芬蘭に出兵したればなり。

宣戦は敵対行為開始の必要條件でないことは、右にあるが如く当時国際法学者の悉く一致するところである。これ

について露都に一珍話があつた。露国外務省法律顧問のマルテンス博士は同時に露都學習院の國際法講師であつた。彼は開戦當時同院にて、開戦には必しも宣戦を要するものにあらずとの論告を學生に向つて淳々講述した。ところがそのことが露国政府の耳に入つたので、当局者は赫として怒り、彼に対し時節柄右様の論旨を説いたのは国家に不利極めて大であるから、速かにこれについて善後の手段を執るべしと命じた。そこで彼は急ぎ筆を執り、宣戦せずして敵對行為を開始するは不法なりという一文を草し、自己の名に於て露都新聞紙上に公表した。

然るに露国外務省は、更に二月二十二日をもつて在外露国代表者に対し、日本は韓国に於て國際法違反の行為を演じたこと、かつ將來韓国政府の命令宣言等は無効なることを声明した回牒を發し、これを各任国政府へ提出せしめた。その要旨左の如くである。

日露兩國間の談判破裂以來、日本政府の態度は文明諸國間相互の關係を律する各習慣法の公然たる違反を構成する。今我が露国政府は、その違反を一々名状しないが、日本政府の敢えてしたる韓国に關する暴戾の行為に至りては、これに關して各國の最も深重なる注意を促すの必要ありと考量する。そもそも韓国の獨立及びその保全は各國の承認せるところで、この原義の犯すべからざるは一八九五年の下の關條約、一九〇二年の日英協約、及び一九〇二年三月十六日の露仏宣言の確認せるところである。韓帝は日露兩國衝突の危険を予想し、本年一月嚴正中立守持の決心を宣言せる文書を各國に發送し、各國は満足を表してこれを接受し露国もまたこれを承認した。然るに日本政府は右の事實を悉く無視し、各條約及び其の義務をも蔑如し、かつ國際法の原則に反して左記の行為を敢えてしたること、今や精確にして充分に確認を経たる事實の歴証するところである。

一、抗敵開始に先立ち日本軍隊は中立を宣言せる韓国に上陸した。

二、日本艦隊は本月八日、すなわち宣戰公布の三日前に、中立港たる濟物浦に碇泊中にしてしかも其の艦長は日本人が惡意をも

つて丁抹海底線經由我が電報の配達を遮止し、かつ韓国政府の電信交通を破壊せしがため國交破綻の通知を受くるに由なき境遇にありたる我が軍艦二隻に対し突然攻撃を加えた。

三、日本政府は現行國際法に拘らず、抗敵開始に至らんとする利便に於て、我が商船數隻を韓国立港内に於て捕獲した。

四、日本政府は在京城同國公使を経て韓帝に向い、韓国は爾後日本行政の下に置かるべしと宣言し、かつこれに従わざるときは日本軍隊は皇城を占領すべき旨同皇帝に警告した。

五、日本政府は在京城同國公使を経て我が駐韓公使にあて、我が公使館員及び領事館員を率いて韓国より退去すべき旨を促したる書面を送付した。

我が露国政府は、前記各事實の甚しき國際法違反の罪を構成することを認め、日本政府の行動に対し各國に抗議を提出するをその義務なりと思量し、國交を保障するところの原則を重視する各國の我が態度に合意すべきを確信して疑わない。これと同時に我が政府は日本が韓国に於て不法に權力を壟斷せしがため、韓国政府より出だすことあるべき各命令及び宣言を悉く効力なきものと宣言する旨をここに予告することを必要なりと考量する。

これに対し我が外務省は、三月八日をもつて左の弁妄書を公表した。

聞くが如くんば露国政府は近時一公文を各國に致し、日本政府を責むるに國際法違反に屬する或種の行為を韓国に於て行ひたることを以てし、且將來韓国政府の命令並に宣言は其の効を有せざるべき旨を声明したりと云ふ。

帝國政府は此の機に於て露国政府の意見若くは聲明に対し、敢て顧慮するの必要を見ず。然れども事實の誣妄を看過するに於ては、或は恐る中立國中これが爲めに誤解を生ずるに至るものあらんことを。故に之に對し其の妄を弁するは帝國政府の權利にして又義務なりと信ずるを以て茲に露国が其の公文に於て充分の証左あり且確實なる事實と聲明したる五点に關し左の言明をなさんとす。

一、日本軍隊が宣戰に先立ち韓国に上陸したることは、帝國政府も亦之を認む。然れども交戰の狀態は既に現實に成立し居りた

るなり。且夫れ韓國の獨立及び領土保全の維持は、今回戦争の目的なり。従つて露國が侵迫せる地方に軍隊を派遣するは、我が權利と必要に属する。況んや此の事たる韓國政府の明確なる同意を得たる所なるに於てをや。日本軍隊が韓國に上陸したるは平和なる商議の進行中露國の大軍が清國の同意を経ずして滿洲に送派せられたが如きと大に趣を異にし、曲直の在る所極めて明瞭と謂ふべし。

二、帝國政府は露國公文第二点を以て全然無根の虚説なりと声明するものなり。帝國政府は丁抹海底電線に由る露國電信の交付を停止したることなく、又韓國政府の電信を破壊したることあるなし、若し夫れ二月八日我が艦隊が仁川港に於て二隻の露國軍艦に突然攻撃を加へたりとの非難に対しては、交戦状態當時既に成立したりしこと及び韓國は既に日本軍隊を仁川に上陸せしむるに同意したるが故に、同港は少なくとも日露両交戦國間の關係に於ては既に中立港たるの性質を有せざりしことを一言するを以て足れりとす。

三、帝國政府は捕獲審檢所を設立し、之に授くるに商船捕獲の適法なるや否やに關し最終の決定を下すの全權を以てせり。故に露國公文第三点に關しては茲に何等の言明を為すべき場合に非ずとす。

四、帝國政府は露國公文第四点の所説は全然事實の根拠なきものなることを声明す。

五、帝國政府は露國公文第五点所説の不精確なることを断言す。帝國政府は露國公使に對し、韓國を退去することを直接にも又間接にも要求したることなし。二月十日駐韓日國代理公使は我が公使を來訪し、告ぐるに露國公使が韓國退去を希望し居るを以てし、之に關して我が公使の意見を尋ねたるに付我が公使は露國公使にその隨員並に公使館護衛兵を隨え平和に撤退するに於ては日本軍隊を以て十分之を保護すべき旨を答へたり。此の趣は其の後日代表者の間に書翰を往復して更に確められたり。斯くて露公使は二月十二日を以て任意に京城を撤退し、而して我れは仁川迄日本兵士の衛護を附したり。

尙ほ茲に附記すべきことあり。釜山駐在露國領事は二月二十八日に至る迄尙ほ其の任地に止まりたり。同官の殘留此の如く久し

きに亘りたるは、何等訓令に接せざる為め不得止に出でたるものなりと云ふ。惟うに露國公使は其の出発に先だち必要の訓令を領事に与ふることに念ひ到らざりしものなるべし。而して撤退の訓令遂に露國領事に達し、領事に於ても亦可成速に釜山を去らんことを希望すること明なるに及び釜山駐在帝國領事は露國領事の出發に關し有らゆる便宜を与へ、結局露國領事の一行は我が領事の斡旋にて日本を経て上海に赴くこととなるものなり。

文中の電信差止めに關しては林權助述「わが七十年を語る」に觸れているところがある。

當時たまたま海牙の仲裁々判法廷に於て、英仏伊三国對ヴェネスエラ國要償問題の判決宣告に際し、同裁判長であつた露國司法大臣ムラヴィエフの日露開戦に關し私憤を洩した一悶着があつた。二月二十二日彼はその判決を宣告した後日露開戦に説及し、「われわれは衷心平和を渴望するから、全力を傾注して自信と熱誠をもつて孜孜これを求めて止まぬが、しかもなお常に敵抗的挑発と不意の襲撃を免かるゝことを得ない。」云々と述べた。

海牙仲裁裁判法廷は公明正大一片の私心を容れるを許さない神聖のところであるに拘らず、いやしくも裁判長たる者がその資格を濫用し、これを私憤を漏すの用に供したのは一大失態たるを免かれない。よつて小村は同月二十六日我が駐蘭公使に訓令し、常設仲裁々判所評議員会長たる蘭国外務大臣に對し左の趣旨をもつて抗議を提出せしめた。

『日本國皇帝陛下の特命全權公使たる下名は本國政府の訓令に遵ひ、常設仲裁裁判所評議員会長たる和蘭國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し左の通牒を為すの光榮を有す。

帝國政府は常設仲裁裁判所を一八九九年七月二十九日海牙條約記名國の行為、意思、若くは名声を攻撃する目的に使用するの事理に適するものにあらざるを確信するをもつて、帝國の名譽と威嚴とを防護し、且此の高等法廷の安瀟醜汚なる使用を防遏せんが為め、茲に一九〇三年五月七日ワシントン議定書に依り組織せられたる法廷の裁判長が本月二十二日の公廷に於て為したる日本に關

する誹謗的言説に対し、正式且嚴肅に抗議す。

帝國政府は此の抗議が常設仲裁裁判所の記録に掲記せられ且此の抗議を誘致したる言説と同一の程度に公表せられんことを請求す。』

当時米国にありて、露国大使カシニは任国の同情を自国に引き寄せようとして表裏の運動はなん／＼しく、常に新聞紙を藉りて我が国に対する中傷譏誣の言を公表したが、特に三月二十一日の紐育ウォールド紙上には長篇の論文を掲げて日本を攻撃した。その要旨は

『日本の旅順を襲撃したのは露国の虚に乘じたもので、宣戦なくして砲火を開きし日本の罪は恕すべからざるものである。開戦の初めに於て露国が敗戦したのは露国の戦備に於て欠くる所ありしに基因するもので、その戦備に於て欠くところありしは、偶ま露国に圖意なく平和に眷々たりし明証であるけれども、露国は大国で日本は蕞爾たる一島国に過ない。露国が日本と戦うは母国が植民地の叛乱に臨みその匪徒を膺懲すると異ならない。しかも彼の英国の富強をもつてして南阿の戦庄に二年を費し、米国の強大をもつてしてなおフィリッピン鎮定の数年を要したに顧みれば、南阿フィリッピンの類にあらざる日本に対するこの戦役は、数年の久しきに亘るを免かれない。そして一時は我が露国の不利となることあらんも、終局の勝利が我が方に帰すべきは疑うの余地がない。米国人士は意を安んじ思を緩ふして数年の後を俟つべきである。日本は武を嗜み闘を好むの国で古来の史乗これを証して余りある。兵乱を好むの国は文明の共敵であるから、文明諸邦は須く抑圧を彼れに加え禍を未萌に防がねばならぬ。』

というにありて、結ぶに例の黃禍説を附加し、併せて我が台湾経営の失敗なるものを誇張的に吹聴した。この攻撃論は華府、費府、その他各地の諸新聞にも転載せられ、事情を解しない米人中にはこれを誤信するものなきを保し得なかつたので、当時ニューヨーク滞留中の金子は同紙に長文の辯妄文を寄せた。

これより先き日露両国間に交戦状態成立するや、欧米諸国は二月九日より同二十一日に至る間に於ていずれも局外中立を布告し、若しくは局外中立を守るべき旨を我が政府に通告した。特に米国では、開戦劈頭の我が捷報に接するや到る所我が海軍の強鋭を称し、露軍の劣弱を嘲り日本を賞讃するの声余りに高かつたので、大統領ローズヴェルトは三月十日をもつて一片の教書を發し文武百官を戒飭するに局外中立を厳守すべきこと、言語動作は慎重中正を旨とし、不偏不党の態度を持して敢て一方を庇護すべからざることをもつてした。これ当時米国文武百官は殆んど挙げて日本に同情を寄せ、武官にして公会席上日本軍に投ずる希望を表明したものすらあつて、露国公使カシニは此の趨勢を自国に利あらずとし、米国政府に訴うるところがあつたので、大統領は外交上の義務として一応右の教書を發した次第で、米国民及びローズヴェルトその人の我が国に対する同情の依然激らなかつたことは、同年六月六日彼が金子を引見し、談我が外債に及びし際「貴国（日本）に対する米国の同情は、今や外債応募の景況に於て事実がこれを証明する。米国人が真に日本に同情を表しないなら、その利子が如何に高率なるにもせよ、担保が如何に確實であつても決してかくの如き盛況を見ないであろう。米国が貴国の外債に対し英国と同様五百万磅を引き受け、しかもその応募高が五倍に上つたのは、明らかに米国人の日本に対する熱烈なる同情心に發した結果である」と述べたことでも明らかである。

清国に関しては、小村は日露両国愈々開戦の場合に如何なる態度を執らしむべきやについて最も慎重熟慮を費した。当時清国には、日本と同盟して露国に開戦しようとの説を為すものもあつた。然るに清国にしてこの挙に出でるならば、或は延いて一種の排外熱と化し、往年の北清動乱を再演するに至る懸念もないではなかつた。されば小村は日露開戦の場合に清国をして東三省以外に於て中立の態度を厳守せしむるを緊要と認め、この趣旨をもつて清国政府

に勧告し、別に二月九日をもつて英、米、独、仏、墺、伊諸国駐割の我が各公使に電訓し、左の趣旨の通告を任国政府に致さしめ、かつ清国が中立の態度を保持するならば、露国に於てこれを尊重する限り我が政府もまたこれを尊重すべき旨を確言せしめた。

日露両国開戦の場合に於て清国は如何なる態度を採るを可とするやは、帝國政府に於て慎重に考量を加えたる問題なり。日露両国の紛争は日本の利害に關すると少くとも同一の程度に於て、亦清国の利害にも關すべく、而して日本政府は人衆に於ても又材料に於ても無限なる清国の資源を我が用に供するの利なるを充分に認識すと雖も、一方に於て若し清国にして交戦の態度を採るとせば如何なる結果を生ずべき乎の点を看過する能はず。顧うに如斯の態度は、清国の財政をして更に一層の紊亂に陥らしめ、ために清国をして縱令その債務履行の不可能迄には至らずとするも、これが困難に苦しましむるに至るべく、同国の外国貿易もまた不幸の結果を生ずべし。しかもその弊尙ほこれより甚しきものあり。他なし、これによりて排外的感情の再起を清国内に誘致し、世界各国再び一九〇〇年の事変と同一の出来事に遭着するの止むを得ざるに至らんもまた知るべからざることはなり。右の次第につき、帝國政府は清国政府に対し、日露両国開戦の場合に於ては中立を守り、かつ国内の秩序及び静謐を保護するため出来得る限りの手段を尽すべきことを忠告したり。

踰えて数日在本邦米国公使は本国政府の訓令に依り我が政府に対し、「米國政府は日露兩國間の交戦進行中、兩交戦國に於て清国の中立並びに出来得る限りは同國行政の保全を尊重し、かつ交戦地域をなるべく局限し、もつて清國人民の猥りに動搖擾亂するを防遏し兼ねて世界の商業及び交通上の損害をなるべく最低度に止めんことを切望する旨」を照会して來たので、小村は折返し、日本政府は全然米國政府とその希望を一にするから、露國政府に於ても同様の約束をなし、かつ右約束を誠実に遵守する限り、日本政府は露國占領の地方以外に於て清国の中立及び行政の保全を尊

重することを約束する意思ある旨を回答した。その特に露國占領の地方以外と指示したのは、當時列國中には交戦地域を局限し、滿洲をも中立地域に編入せしめんと運動したるものもあつたが、小村はこれを容認する能わず、すなわち露國にして清国の中立を尊重する限りは日本政府またこれを尊重すべきも、独り滿洲に關しては我が軍事行動の自由を留保するの意を明らかにしたのである。在本邦英國公使もまた小村に対し、英國政府も清國政府をして滿洲以外の清國領土の全部に於て中立を守らしめることに關し米國政府の希望に賛同する旨を通告し、在本邦獨國公使もまた口上書をもつて大要米國政府と同様の希望を述べたので、小村は右の兩國公使に対し、いずれも米國政府に対する同一の趣旨を回答した。

在本邦清國公使は是れと前後し、二月十三日付を以て我が政府に対し左の照会を為した。

今般本使は本國外務部より左の電報を接手致候

日露和を失し朝廷は兩國共に友邦なるを以て、鄰好を重んじ、上諭を奉じて局外中立の例に依り処弁するの儀は、已に各省に達して一体に遵守せしめ、且地方の取締方を嚴命し、商民教徒を保護せしむ。盛京及び興京は陵寢宮殿の所在地なるが故に、当該將軍をして敬謹守護の責に任せしむ。東三省に於ける城地、官衙、民命、財産は兩國均しく損傷するを得ず。原有の清國軍隊は彼我各相犯さず。遼河以西に於ける露兵撤退の地は北洋大臣より兵を派して駐割せしめ、各省及び辺境内外蒙古は、凡て局外中立の例に照して処弁し、兩國の軍隊をして聊も侵越せしむるなく、若し境内に闖入する時は清國は自ら當に是を攔阻すべきも以て平和を失したるものと見做す可らず。但し滿洲の地は外國の駐割軍隊未だ撤退せざるの地方あり、清國の力未だ逮ばざる有るを以て恐らく局外中立の例を實行し難からん。東三省の疆土權利は兩國の勝敗を論せず仍ほ清國の自主に歸し、估擲するを得ず。右北京各國公使に照会せしも、尙ほ大日本外務大臣へ切実声明すべし。

本使は右訓令に従ひ茲に貴大臣に及照会候云々

小村は之に對し同月十七日付公文を以て左の如く回答した。

帝國政府は出来得る限り貴国内に於ける事態の攪亂を防遏せんことを希望するものに有之候に付、露國の占領する地方を除くの外総て貴國の版図内に於ては、露國に於ても同様の舉措に出づる限り、貴國の中立を尊重可致候。帝國軍隊が戦場に於て守るべき交戦法規は、素より妄りに財産を破壊するが如きことを許容不致候に付、盛京及び興京に於ける陵寢宮殿、竝に各地所在の貴國官衙が、露國の行為に原由するに非ずして何等損傷を被ることなかるべきは、貴國政府に於て御安心可相成、又戦鬪地域内に於ける貴國の官民に關しては、軍事上の必要之を允す限り、帝國軍隊に於て其の身体財産を充分に尊重保護可致候。尤も該官民に於て帝國の敵たるものに幫助及び厚遇を与ふる場合に於ては、帝國政府は臨機必要の措置を採るの權利を保留致候。

帝國の露國と旗鼓相見ゆるに至りたる、素より征略の目的に出でたるに非ず、偏に我が正当の權利及び利益を防護せんが爲めに有之候を以て、戦争の結果清國を犠牲として領土獲得を行ふが如きは毫も帝國政府の意図に存せざる所に候。將又貴國領域中兵馬の衝に当れる地方に於て採ることあるべき措置に至りても、一に軍事上の必要に因るものに有之、敢て貴國の主權に對し毀損を加ふるにあらざることは、貴國政府に於て篤と御領會相成候様致希望候。

かくの如く小村は清國をして嚴正中立を守らしめるをもつて清國並びに列國の利益のため須要と認め、開戦の發端に於て既にこの趣旨をもつて清國政府に勸告した次第であるが、その後清國は中立を脱して日本と連合し交戦に加わろうと企圖しつつあるやの風説も出で、殊に馬玉崑の挙動頗る列國の注意を惹くに至つたので、小村は重ねて清國政府の注意を喚起する要を認め、五月十日駐清内田公使に電訓して清國政府に對し当初我が政府の与えたる勸告を繰返し、清國が引き続き嚴正中立の態度を確守し、かつ国内の秩序及び平和保持のため特にその心力を傾注することは清

國及び一般の利益のため益々その必要を認むるところである旨を開陳せしめた。清國政府は右の勸告を諒とし、かつ断じて中立を脱するの意なき旨を言明し、次で我が國及びその他の各國政府に對し「清國は日露戦争に對し中立を宣言し、之を各國政府に轉達し、並びに各省官憲に飭して局外條規を遵守せしむ。然るに近頃訛伝あり、清國の偏倚を疑うものあり、此等無稽の言甚だ大局に關係あり。ここに清國は中立を嚴守し、始終堅持して初志を改めざる旨を確切に聲明す」と公然宣言した。

清國の中立問題に關聯して起つた事件の中、露艦の武装解除及び捕獲問題は、當時列國の注意を惹起した重要問題であつた。交戦中露艦の中立港に在つて武装解除するに至つたものは、上海に於けるマンヂュール号、八月十日膠州湾に逃入したツエザレウキチ号外一駆逐艦、同二十四日西貢に遁入したデアナ号、九月十一日桑港に到着した仮装巡洋艦レナ号等をその重なるものとし、中立港にありて日本軍艦に捕獲せられたものは芝罘に於けるレシーテリヌイ号であるが、その中特に國際法上の問題となつて有名なのはレシーテリヌイ事件である。

我が軍艦が芝罘に逃げ込んだ露國駆逐艦レシーテリヌイを捕獲した仕末については、八月十五日の東郷聯合艦隊司令長官の報告に詳である。

芝罘に遁れたる敵駆逐艦レシーテリヌイの捕獲に關し、藤本第一駆逐隊司令の報告左の如し。

同官は朝潮、霞の二艦を率ゐる敵艦隊を搜索巡航中、十日夜敵艦の西行するを認め之を追撃したるも、遂に其の踪跡を失せり。翌十一日搜索の結果、敵艦の芝罘に遁走せるを知り、附近領海外にありてその出港を監視し居りたるも、遂に出で来らざるを以て、同夜同港に入り偵察を遂げたるに、敵艦はレシーテリヌイにして、武装を解きたるの事実なく、且乗員は皆乗組み居るのみならず同

港に於て石炭を搭載せしことを確め、翌十二日午前三時朝潮の寺島中尉に下士卒拾名を附して敵艦に赴かしめ、敵艦長に吾は彼れを追跡し來り監視し居たるに、昨日午前四時入港の儘今に至るも出港せざるを以て、今より一時以内に出港するか、又は降伏せざれば、我が意の如く処分すべしと告げしめたるに、彼れ種々の口実を設けて従はざるのみならず、我が將士に對し腕力を以て暴行を加え、皆海中に飛び入り、その際艦の首部を自から爆発し去れり。依つて直ちに之を捕獲し、午前五時十五分之處を曳きて出港せり。捕獲艦と共に捕獲一名伴れ来る。

然るに本件に關するアレキシエフ總督の八月十二、十三日、露帝への電奏、及び艦長ロシチアコフスキー大尉の電奏は左の如くであつた。

七月三十日(我が八月十二日)極東總督アレキシエフより露帝への電奏

七月三十日在芝罘領事の報告によれば、前夜日本の水雷駆逐艦二隻入港し、午前三時頃我が駆逐艦レシーテリヌイに對し襲撃を加えた。同艦は前夜清国官憲の認諾を得て武装を解いた。これ疾く日本人の了知せることである。我が駆逐艦は艦長の命にて爆発したれども、沈没せざりしにより、日本人はこれを見て行つた。艦長ロシチアコフスキー大尉、カネフスキー將校大尉、セルグイ・ペトロフ少尉、キスリヤコフ下級機関士、及び水兵の多くは游泳し、もつて生命の安全なることを得た。彼等の供述によれば、日本人は游泳者に對し発砲せりと。

七月三十一日(我が八月十三日)極東總督より露帝への追加電奏

レシーテリヌイは機関修繕の必要あるにつき、領事は道台に對し暫く碇泊せんことを交渉中、一方に艦長は、グリゴロウイチ少將の訓令にて清国提督と武装解除の談判を為し、その認諾を得、重砲等の信管と水雷の電鑰を交付し、軍艦旗を下した。ロシチアコフスキー大尉、ペトロフ少尉、キスリヤコフ機関士、及び水兵二十一名は日本人の襲撃を受け、清国巡洋艦から派遣せる端艇に頼り、またカネフスキー大尉及び水兵二十二名は浮燈台の職員と碇泊商船の端艇にて救助せらる。乗組総員四十七名のところ四

名行衛不明となつた。艦長は臀部に銃傷を負うた。創痕は重大なれど、危険の惧はない。ペトロフ少尉及び輕傷を負いたる水兵一名は共に仏国宣教師の設立に係る病院に收容された。

ロシチアコフスキー大尉より露帝への電奏

七月二十九日微臣は重要な電信を携帯し、我が所轄の駆逐艦レシーテリヌイにて旅順を發し、敵が二重に封鎖せる間を逸脱し芝罘に來たり、グリゴロウイチ少將の訓令に基き武装を解き、軍艦旗を下し、その手続を完了した。そして七月三十日の夜港内にありしところ、日本人は駆逐艦二隻と巡洋艦一隻とをもつて我が方に近ずき、何等談判するところあるものの如く、將校は水兵を率いて來たり、海賊的襲撃を加えた。我が方これに抵抗すべき武器なきをもつて、部下に命じ本艦を爆発すべき準備を為さしむ。日本人は自己の国旗を掲揚せんとするに及び、微臣は日本將校の面部を殴打し、侮辱を与え、かつ彼を海中に投じ、なお我が水兵に命じ、他の敵も海中に投ぜしむ。我が方に抵抗力なきはもろんなれば、遂に日本人は我が駆逐艦を占領した。艦首の彈藥庫は爆発したけれども、艦体沈没せず。艀部のみ沈みたる同艦を彼等港外に曳行した。けれども彼等は到底自己の港灣まで曳き行くこと能わざるべしと信ずる。水雷將校ワロウイチ及び火夫ズウィルブリスを除く外、將校並びに水兵は悉く救命した。負傷者四名ありしも、重傷ではない。ペトロフは日本人が国旗を掲揚するに抵抗したる際、銃床をもつて胸部を殴打せられ、内部に出血を來たし、微臣も右臀部に銃傷を受け、彈丸肉中に止まる。將校及び水兵の行動に關しては賞賛に辭なし。我が副領事は我等一同に對し周到なる保護を加え、かつ同情を表示した。

このレシーテリヌイ捕獲事件に對しては、露国は我が海軍の行為をもつて國際法違反と為し、これを列國に訴えたのはもちろん、列國中我が國に同情を寄せる諸國にあつても、本件について非難を我が國に加えるものもあつた。英國の國際法學者ローレンスは、早くもその新著書に於て本件を引援し、日本をもつて信を置くに足らないものと論じ、

(Lawrence, *War and Neutrality in the Far East*, 1904, pp. 291—294) 米国にあつても、日本海軍の行動は中立国たる清国の権利を無視した国際法蹂躪で、列国は宜くこの非行を鳴らし、日本に適當の制裁を加えるべきだと論ずるものも出た。米国大統領の如き、当時滿腔の同情を我が国に寄せていたに拘らず、本件については我が海軍の挙措を不韙だと認め、その意を側近者に洩したとの報もあつて、英米の同情これがために或は我が国より去らうとするの懸念をも来した。小村はここに於てか極めて強硬かつ割切なる意見を各国政府の前に披瀝し、

艦艇一隻の有無得喪我が国に於て何か有らん。ただ露国は芝罘をもつて作戦地とし、無線電信を在同港自国領事館に架設して旅順との通信を為し、また同港を軍需品の輸送基点としている。我が国は累次抗議してその反省を促したけれども、彼は頑として悛めない。故に芝罘は露国の軍事的策源地と見做すべく、決して中立国の港湾をもつて目し得ない。故に我が国は已むを得ず該逃竄艦を捕獲して先例を作為したのである。

と論じて列国の蒙を啓き、別に八月二十三日をもつて左の弁明書を公表して我が行動の適法である所以を疏明した。

日露戦争に於ける清国の地位は全然異例に属す。各般の戦闘行為は殆んど挙げて清国の領域内に行はれつゝあり。清国は戦争の当事者に非ず、而も其の疆土の一部は交戦地にして、一部は中立地たり。此の種の事態たる、国際法上より云へば一の変態にして、理に於て矛盾せるものなるも、現下の場合に於ては全く両交戦国が同意を与へたる一の特別協定に依り創造せられたるものなりとす。

帝国政府は清国の外国通商並に一般静謐の爲め交戦区域を局限するの趣意を以て、露国に於ても同様の約束を為し、且之を誠実に履行するに於ては現に戦争に關係ある地方以外に於て清国の中立を尊重せんことを約束せり。帝国政府は以爲らく右の約束は帝國をして自ら戦場たる地域以外の清国の土地又は港湾を占領し、若くは之を何等戦争上の目的に使用するを得ざらしむるものな

り。何となれば帝國にして一たび此の拳に出でんか、帝國の占領し若くは使用したる地点は当然中立地より交戦地に化すべきを以てなり。之と均しく露軍にして中立なる清国の土地又は港湾を占領し、若くは戦争の目的に使用するに於ては、帝國政府約束の附帯条件は爲めに其の効果を生じ、帝國をして右の土地又は港湾を以て交戦地と見做さしむるを得べしと。之を概言するに、帝國政府の所見を以てすれば、清国の中立は完全なるものに非ずして単に交戦国孰れかの兵力に依り占領せられざる地点に適用せらるゝに過ぎず。随つて露国は合意に依り条件附中立とせられたる清国の領域内に其の陸軍又は海軍を移動し以て敗戦の禍害を免るゝを得ざるなり。

今夫れレシーテリヌイは旅順を逸出し、芝罘港内に於て其の既に同国の港湾に於て得べからざる避難所を求め、以て我が攻撃を免れんとしたるものなり。是れ即ち交戦国双方の合意に依り定められたる清国の中立を破りたるものにして、帝國が芝罘を以て此の事件の關する限り、交戦地と看做したるは固より其の所なりとす。而して此の事件の終結と共に芝罘の中立は爰に復活したるものなり。夫れ然り芝罘に於て日本の採りたる措置は、露国が其の約束を無視したるより生ぜざる直接且當然の結果なりとす。然りと雖も、露国が清国の中立に對し重大の傷害を加へ、以て自家の約言を無視したるは、單に此の事件に於てのみに非ず、又芝罘のみに限らざるなり。旅順の包囲に陥りて孤立するや、幾もなく露国は同地の要塞と芝罘に於ける自国領事館との間に無線電信を開始し、而して此の通信機關は帝國政府累次の抗議にも拘らず、依然運用を存続し居れり。又上海に於ては、開戦の当初露國砲艦マンデニールは清国の中立を無視し、清国官憲より出港の予告を受けたる後數週之久しき港内に碇泊し、曠日弥久、幾回かの談判を重ねたる後漸く其の武装解除を承諾したり。今又巡洋艦アスコリド及び駆逐艦グロゾウオイは、上海に碇泊すること既に週日を越へ而も依然として出港又は武装解除を肯ぜざるに非ずや。

清国の中立は、露国に於て之を尊重する限り帝國政府に於ても之を無視するの意更に是れあるなしと雖も、露國軍艦が露國の与へたる約束を破り、清国の中立を侵害し、清国の港湾に避難して以て捕獲又は破壊を免るゝを得べしとは、帝國政府の容喙し能は

ざる所なり。

レシーテリヌイ艦長は芝罘到着後該艦の武装を解きたりと言へり。然れども、是れ事實に反す。本月十二日の払曉寺島中尉が該艦に臨みたる時、該艦は十分に武装し且全兵員を搭載し居りたるなり。且夫れ武装解除は未だ以て清国中立規則の所要に應ずるに足らず。況んや出港に代ゆるに武装解除を以てし得べきや否やを決すべきものは清国にして、露国に非ざるをや。

世上動もすれば今回の事件を以てフロリダ号事件と同視するものあり。然れども帝國政府は、兩者の間に截然たる區別の存するあるを見る。フロリダ号事件に於ては、ブラジル国の中立は完全且無条件にして、パイア港は戦場より遠く相隔れたり。然るに今回の場合に於ては清国の中立は不完全にして条件附なるのみならず、芝罘港は戦場と近く招呼の間にあり。

レシーテリヌイは先ず自ら手を下して抗敵行為を開始し、其の結果捕獲せられたるものなることは、芝罘事件に干与したる日露兩國士官の共に一致する所なり、此の事實たる帝國政府の見所を以てするに、捕獲の合法なるや否やに關し他に疑を容るべき余地ありし場合に於て、露国の或は有したるべき異議の根拠をして消滅せしむるものなりとす。此の点に於て今回の事件は、米國捕獲私艦ゼネラル・アームストロング号事件及び英船アンヌ号事件と酷似すと謂ふべし。

抑もレシーテリヌイ事件は、其れ自体に於て細事に過ぎずと雖も主義の繋る所は極めて重大に屬す。清国が自家の中立規則を履行するに適當の措置を採ることなかるべきは実験の示す所なり。此等の事情に於てレシーテリヌイ号にして芝罘を以て避難港と爲すを得べしとせば、露國海軍の巨艦も亦之か類に倣ふべく、而して何者か能く此等の軍艦が日本を攻撃せんが爲め再び脱出するを防遏し得んや。這般の事案に對し予防の措置を講ずるの必要は至重至大にして、素よりレシーテリヌイをして之が桶を作らしむるを允さざるなり。之を要するに今回の事件たる、毫も清國の外國貿易を阻礙し、又は該國に於ける一般の事態を攪亂するものに非ず。其の結果は偶々以て露國に示すに將来自家の約束を遵守せざる可らざるを以てするの効あるべきなり。

これ等説明に接したる英米諸國にては、ここに始めて日本海軍の措置の適法なるを首肯し、我が國に對する非難の

声は収まつた。

然るに露國は開戦以來しばしば清國の中立を侵害するの行動を演じて憚るところなく、しかも却つて清國の中立違反に關する誣妄の事實を列挙して内外に訴えた。露國政府は三十八年に入り列國政府に一片の通牒を發して曰く、

開戦の当初、露國政府は交戦地域局限並びに清國中立維持の提議に同意した。そして右同意を表するに當り、露國政府は清國がその中立義務を嚴守すること、並びに日本が前述の主義を誠実に履行することを必要の条件とした。然るに開戦以來の實際に徴するに清國がその言質を守るの能力なく、またその意旨なきは顯然として疑を容れない。芝罘に於けるレシーテリヌイの捕獲はうに及ばず、清國が日本の利益のために中立義務を破りたる例は枚舉せんこと極めて容易で、すなわち数隊の馬賊が中立地帯に於て日本將校の指揮の下に露軍に對し戦闘行為を取つてゐること、右等馬賊が悉く日本軍に編入せられ、日本政府より給与を受けてゐること、並びに日本將校が軍事教官として直隸省北境に於ける清國軍隊に附屬してゐることは、いずれも屢次確認せられたる事實で、また日本海軍が廟島列島をその根拠地として使用すること、日本軍隊が芝罘その他の清國沿岸から多量の戦時禁制品を故障なく輸入してゐること、並びに漢陽製鉄所が銑鉄を日本軍隊に供給してゐることも、これまた確乎たる事實である。加うるに清國は前述の如き中立違反の行為をもつて自ら足れりとせず、進んで戦争に干与するの目的をもつて着々準備を整えつゝある。そして一方に於ては激烈なる排外的感情日に増長し、一般歐洲人に危険なる排外的動搖清國々内に瀰漫しつゝある。

かくの如く清國の中立を確保せんとする露國政府の努力は、日本の行為と北京政府に對する日本の威圧により、その効を奏せざること明白である。露國政府はここに右の事實に關し列國の注意を促し、かつこれ等の事態にして継続するに於ては、露國政府は清國の中立に處するに専ら自家の利害を標準とするの止むを得ざるに至るべきことを聲明する。

右に對し小村は左の牒信を列國政府に發し、露國の誣妄を弁明した。

清國の中立に關し此の頃露國が列國に發したる通牒は、端なく帝國政府の注意を惹けり。露國の非難に對し清國を弁護するは固

より帝國政府の義務に属せずと雖も而も右等の非難にして帝國の与へたる約諾に対する帝國自身の信義と誠実とを非議せるものに於て之を打破するは帝國政府の義務なりと信ず。

第一、露国はレンシーテリマの捕獲を以て暗に帝國に於て清國の中立を侵害したるものと為せりと雖も、同艦の捕獲は露国が先づ清國の中立を無視したる結果、帝國に於て自衛上必要止むを得ざる措置に出でたるに外ならず。本項の事實は當時既に帝國政府の余蘊なく説明せる所にして、今茲に反覆するを要せず。

第二、次に露国は屢々確認せられたる事實として（一）中立地域内に行動する馬賊の団体は日本將校に於て指揮せられ、（二）而して此等馬賊の団体は悉く日本軍に編入せられ、日本政府より給与を受け居り又、（三）日本將校は軍事教官として直隸省北境に駐屯する清國軍隊に附属し居れりと説けり。然れども露国が累次確認を経たりと称する右等の諸点は、一として事實の根拠あるものに非ず帝國政府は明確に且絶對に之を否認し、且露国に於ては其の所謂確認せられたる事實に對し何等信憑すべき証左を呈出し能はざるものなることを茲に言明す。

第三、次に露国は、帝國が海軍根拠地として廟島列島を使用するは確乎たる事實なりと説けり。然れども此の種の事實は未だ嘗て確認せられたることなく、又確認せらるゝを得ず。他なし、露国の所説は事實の真を欠けるを以てなり。之に反し露国は遼東半島の封鎖宣言以前に於ては該列島を其の海軍根拠地に供し、其の後旅順陥落に至る迄、露国は多数の軍用ジャンクを使用して封鎖を破り、山東省より軍需品を旅順に密輸し、而して此等ジャンクの中継地として廟島列島を使用せり。此の間帝國軍艦は此等ジャンクの行動を監視するの必要を認め、該列島附近を巡邏したるの事實ありと雖も、帝國が該列島を以て所謂海軍根拠地に供したりと云ふが如きは絶對に否認する所なり。而して茲に附言すべきは、昨年三月帝國私有汽船繁榮丸が露國軍艦に撃沈せられたるは正しく廟島列島の領海内に於てせしこと是れなり。

第四、露国は又帝國に於て芝罘其の他の清國諸港より故障なく多量の戰時禁制品を輸入しつゝありと云へり。帝國政府は帝國野戰

軍が芝罘其の他の地方より一私人を経て物資の供給を受けたることを否認せず、又此等の物資たる其の仕向先きに照し、戰時禁制品に属することを否認するものに非ずと雖も、此等の行為を以て帝國若くは清國に於て清國の中立を破りたるものと為すは帝國政府の承認せざる所なり。抑々戰時禁制品の売買は國際法の禁する所に非ず、唯々敵國に於て之を捕獲する権あるのみ。露國が今や此の權利を行ひ得べき地位にあらざるの事實は、未だ以て戰時禁制品の輸送を不法と為すに足らず。清國との戰時禁制品の売買は、露國に於ても自ら旅順を保有し、且之に依りて自ら利益したる間は、之を清國中立の侵害を認めざりし所なるは、旅順の包圍中露國が要塞所要の軍需品の大部分を清國より仰きたる事實に徴して之を知るべし。而して此等軍需品輸送の如何に多大なりしかは、封鎖破壊を企て帝國海軍に捕獲せられたる汽船六隻、ジャンク数十隻の多きに達せるを見て推知するを得べし。況んや帝國軍隊が物資供給を仰ぎたるは一私人よりせるものなるも、之に反し露國は自ら清國各港に於て船舶を機装して禁制品の輸送を行ひ、以て清國の中立に重大の侵害を加へたるは其の例尠なからざるをや。

第五、漢陽製鐵所が帝國軍隊に銃鉄を供給しつゝありとの件は、前段の非難と其の趣を一にす。本案の事實は下の如し。即ち今を去る四年前、日本の一私立会社は漢陽製鐵所との間に銃鉄購入の契約を締結せり。帝國政府は右契約の当事者に非ず。又其の取引に對し何等の關係をも有したることなし。露國は右契約の正当履行を把りて直ちに非難の根拠と為したるのみ。

第六、最後に露國は、清國は既に中立違反を以て自ら足れりとせず、更に諸般の準備を整へつゝあり、其の意圖に交戦に干与せんが為めなり、而して一般歐洲人に取り危険なる動搖今や清國人民の間に行はれ、其の勢焰常に甚しきを加へつゝありと説き、此等の事態を以て帝國の所為、並に北京政府に對する帝國の威圧に基因するものなることを暗示せり。譏誣虚構の甚しき未だ之より大なるはなし。清國が現下の戦争に於て帝國に加担せんが為め、準備を修めつゝありと云ふが如きは、全然事實の徴すべきなく、現下清國に於て何等排外的運動の起生せるあり、若くは排外的感情の特に増長せりと云うが如き、亦等しく無根に属す。若し夫れ帝國が清國を戦争に引入れ若くは清國に於ける排外的感情の勃興を図れりと云うに至りては是れ正しく事實と相反するも

のにして、而も其の事実たる既に列強一般の知悉する所なるを疑はず。抑も帝國政府は開戦の当初戦闘区域の局限に同意し、戦闘地域外に於ては、露国に於ても同様の約束を為し、且誠実に其の条項を履行せん限り、清国の中立を尊重せんことを約束せり。

爾來帝國政府は誠実に右の約束を遵守し、今後亦爾かするの外他意あるなし。戦争破裂以来、帝國は鋭意清国の事態を注視し、機會の生ずる毎に清国政府に対し厳正に中立を維持し、兼ねて外人の生命財産保護に必要な措置を採らんことを最も痛切に勧告したり。帝國政府は清国の形勢にして何時にても重ねて右様の行為に出づるを必要若くは有益とするに至らば、将来尙ほ依然として同一の施措を執るの義務ありと信ず。

露国政府が無根の事実を列挙して敢て非難を他に加えんとするもの、其の意蓋し戦局の進捗と共に今日迄主として自家の利益に資したる協定（清国の中立を尊重することに關する協定）の恵に浴するを得ざるに至りたるを以て、今に於て該協定の羈絆を脱せんとするにあるは、今次露国が列国に発したる通牒の末文に照し炳然疑を容れざる所なり。

その後旅順の陥落後に於ても、露国はまた清国の中立違反に關する牒信を列国政府に發し、露国は今後清国の中立問題に対し一に自国の利益に従つて行動するの權利を留保する旨を聲明した。米國政府は清国政府に対し露国の右牒信に關し注意を促し、かつ清国の中立義務に關する誠実なる考慮を希望し、同時に露国政府に対し露国も須く清国と同じく清国の中立を尊重せざるべからずといつた。小村もまた本件に關し清国に警告を与え、別に我が外務省は三十八年三月十三日をもつて左の辯明書を公表して露国の果次の誣妄を指摘した。

聞くが如くんば露国政府は、此の頃日本軍隊が奉天省鐵道以西の地に於て露軍の背後に顯れたるを以て、途を蒙古に取りたるに由ると為し、清国中立の侵害として重ねて列強の注意を喚起したりと云ふ。然るに帝國軍隊は曾て蒙古驛内を通過したることなきのみならず、露国は却つて蒙古を以て物資供給の基地と為し、常に変装又は武装の軍隊を該地方に入れ、其の土酋並に人民を恐嚇

して後方援助の任に當らしめたり。今其の事実の顯著なるものを挙げんに左の如し。

一 開戦当初より昨年七月に至る迄、露国は哈拉套改、小庫倫、並に賢図王管下の科爾沁部に約二百の兵を分駐し、常に牛馬の徵発を為せり。

二 昨年六月下旬、騎砲連合の一隊約五十は鉄嶺の開原附近より鄭家屯と康平との間を通過して伯王管下の蒙古内地に入れり。

三 昨年九月、露兵の一隊は其の雇傭せる滿洲蒙古兵と共に銃砲彈藥を載せたる三百の車輛を護衛し、鉄嶺附近より西に進み、賢図王管下の蒙古地方を通過し、小庫倫附近八果樹に達せるとき、清国官憲の爲めに妨碍を受け敗走し、其の彈藥は朝陽知果の手に没収せられたり。

四 昨年九月二十日、騎兵三百は鉄嶺より哈拉套改に來れり。蓋し前項の事実に対し、清国官民威嚇の目的を以て派遣せられたるものならん。

五 昨年八月以降、露兵二百乃至五百、懷德県城に駐屯し、其の一部は常に鄭家屯から伯都訥に亘る蒙古郭爾羅斯地方を巡邏し、又東北蒙古部に於て徵発せる物資殊に牛馬は之を伯都訥に集め、後數十の露兵を附し、水陸両道より敦爾羅斯蒙古部を経て南方に輸送せり。

六 露国は蒙古から張家口を経て小銃彈藥を北清に送り、張家口並に豊台に於て清国官憲の爲めに没収せられたることは世人の記憶に新なる所なり。

露国が事実清国の中立を侵害すること大凡斯くの如く、しかも却つて清国がその中立義務を履行しないことを云為して天下を欺かんとしたのは、畢竟これによりて自己の不法行為を掩蔽すると同時に、能ふ限り清国中立問題に關して自由行動に出づるの口実を得ようと欲したが故である。

さらに日露交戦中を通じ、清国に次で中立問題の最も囂しかつたのは、仏国のそれであつた。由来仏国は我が国に對して多年最も深厚なる同情を表する国の一である。日清戦争の末期に三国干渉の挙あるや、仏国は露国との同盟關係上同一歩調を執つたけれど、武力をもつて我が国を圧迫しようとする程の強き意思があつたのではない。当年の露国艦隊司令官チルドフは仏国東洋艦隊司令官ド・ボーモンを誘い、戦鬭挑発の目的で日本艦隊に出会するため共に進航しようとしたが、ド・ボーモン提督は辭を本国政府よりの訓令なきに藉りてこれを避け、また芝罘に於て日清兩國全權の批准交換を行うの日、露艦隊は同港の湾口を扼し、何時にても砲火を開く構をなし、独国巡洋艦二隻もまた、露国艦隊と行動を共にしたに拘らず、ド・ボーモンはただ威海衛に軍艦一隻を留めた外、他に出航してその運動に加わらなかつた。しかも今次の日露交戦に際しては、仏国は我が国に對する限りに於ては何等敵意を挟むべき理由なかつたにもせよ、その盟邦たる露国の成敗は延いて自国の経済及び歐洲に於ける政治的立場に影響するところ極めて大であつたから、仏国としては頗る苦境に立つた。初め仏国政府は、日露開戦後程なき二月十二日、局外中立に關し直ちに必要の措置を執るべき旨我が駐仏本野公使に通知したが、爾來露国軍艦に對する仏国政府の態度に關し、彼我の間に交渉問題を惹起したこと前後二回に及んだ。その第一は露艦のヂブチー碇泊問題である。日露開戦の発端に於て、露国の一軍艦がアフリカの仏領ヂブチーに滯泊するや、小村は仏国政府に向つてその注意を喚起したのに、同政府は露艦は既に二月十八日をもつて同港を去り、陸兵六百を搭載せる露国運送船も同日オデッサに向け同港を出帆し、ただ水雷艇二隻は破損しているから、その武装を解き、戦争終局に至る迄同港に抑留し置くことと爲した趣回答した。然るに第二の問題は、露国バルチック艦隊の極東來航の途次に於て起つた。そもそも露国が開戦の発端に於て仁川及

び旅順の海戦に失敗してから、バルチック艦隊を東航せしむるに至れる迄の同国作戦上の径路は今略する。ともかく愈々同艦隊東航の報伝わるや、人々露国が果してその目的を達し得べきや否やを疑い、或はこれを目して露国が單に虚勢を張るに過ぎないと樂觀せるものもあつた。この樂觀は強ち無理でもなかつた。何となれば、若し沿道諸国に於て中立規定を勵行したならば、同艦隊の東航は事実不可能と云うの外なかつた。けれども同艦隊は、盟邦たる仏国の領海を利用して種々の便宜を得たのみならず、仏国の諸新聞は、いわゆる二十四時間の制限は仏国の立法法規に於て採用せずと論じて露国艦隊の無期碇泊を是認するの語調すらあつた。されば同艦隊の仏領マダガスカルを過ぎるとき、同島北端のノシベ港に滯留すること数日に互つたけれども、仏国政府はこれに退去を命じなかつた。これよりさき小村は屢次仏国政府に對して厳正中立の義務履行方を注意したが、露国艦隊のノシベ港に奄留するに及んで更に本野公使を通じ、露国艦隊の同港退去方を要求した。されど仏国政府は言を左右に託して荏苒為すところなく、三十八年三月十六日同艦隊をして同港を跡にして東航の途に就かしめ、何等満足な回答を我が方に致さなかつた。

すでにしてロヂエストヴェンスキー提督の率いる第二艦隊のいよいよシンガポールを通過して針路を極東に執るや、小村は予め注意を仏国政府に促したるに、同政府はこれに對し厳正中立を遵守すべきことを確言した。然るに同政府が露国艦隊の四月十三日をもつて仏領安南のカムラン湾に入つた事実を隠蔽し、かつ間接の幫助をこれに与えたこと明瞭となるや、我が国論は大に激昂した。同月二十日小村は本野に電訓し、再び仏国政府に中立勵行を要求せしめた。同国外務長官は、仏国政府は既に中立勵行を東京總督に訓令し、かつ露国政府にもこれを要求したと回答したが、露国艦隊はその後カムラン湾から更にホンコエ港に移り、依然仏国の領水を利用してゐた。越えて五月五日に

はネボカトフ少將の率いる第三艦隊はシンガポールを東に通過したが、第二艦隊はこの時までホンコウエ港に碇泊して或は中立船を臨検し、或は我が艦艇の動静を偵察し、同月十日頃同港附近に於て遂に第三艦隊と合した。

かくの如く、仏国政府の確言した中立遵守は実行されなかつた。仮に仏国政府にその遵守の誠意あつたとしても、安南駐在の同国官憲が本国政府の訓令を励行しなかつたことは疑なかつた。しかも我が国から観れば、仏国の本国政府と地方官憲との間に責任上の区別を立てる理由がないので、小村は重ねて仏国政府に中立励行を促した。五月十二日我が外務省の発表によれば、仏国政府は全力を尽して露国艦隊の退去を命ずべき旨を印度支那の官憲に訓令したとの趣を回答し、又仏国艦隊のジョンキエール提督は同月十四日をもつて、露国艦隊の仏国領水内にその隻影をも見ないと報告したと答えたが、露国第三艦隊が最後に仏国領水を退去したのは五月十六日の頃であつたことは日本海々戦後捕虜露兵の証言したところで、その退去したときは既に充分仏領港湾利用の目的を達した後であつたのである。仏国の中立義務履行の程度事實はかくの如くであつたから、当時仏国との友情を固めるに頗る努めつゝあつた英国に於ても、その輿論は漸く仏国の行動を非難し、タイムスの如きは「若し日本の指摘した事實が立証せられ、日本政府から同盟協約の履行を英国に要求するならば、われわれはこれに承服するの外ない」とまで極言した程であつた。

バルチック艦隊は航程数ヶ月、漸くにして極東に達した。けれども自滅の運命を求めんがために極東に來たのである。その百難を排して一万八千海里を航破したる有史以来未曾有の大遠征は、対島海峡の一戦に於て悲劇の幕を閉じた。従来露国を曲庇する傾向があつた仏国政府も、ここに至りて全く望を露軍の前途に絶ち、終に講和の勸告を密かに盟邦に為すに至つた事は後項に述べることにする。

第二款 外債募集

日露戦争に於て我が国庫財政の支弁した経費を予算面で見ると、明治三十六年十二月の財政上の緊急処分に依つて支出した陸海軍備充実以後明治三十九年度臨時事件費の分を合して陸海軍事費は計十七億四千六百万円、各省臨時事件費は計二億三千八百万円、合計十九億八千四百百万円に上つた。そして其の財源としては増税収入二億一千五百万円、公債国庫債券及一時借入金十五億五千五百万円、特別会計資金繰替六千七百万円、その他で合計十九億八千四百百万円であり、注目すべきは日清戦争にては臨時軍事費二億二千五百万円の内一億一千七百万円即ち五二%を公債にて賄つたのに比較して、日露戦役の戦費は、その七八%といふ大部分が公債その他で賄はれて居り財源に公債の占める率が著るしく増大したのみでなく、八千二百万磅に上る多額の外債が募集されたことである。即ち英米に於ける外債の成立がなくては戦争の続行は不可能に近かつたのである。開戦前明治三十六年十月頃より英国に於ける起債に關し、英国サミュエル・サミュエル商会と在英林公使を通じて日本政府との間に一千万円の起債引受に關し交渉が行われ、同商会は若し英国政府が日本の起債を保証するならば之に応ぜんと意向を示し、ランスダウン外相も同商会關係者に対し「若し日本政府より申出があれば右保証に關し最も熱心に考慮しよう」と内話した。小村は十二月二十七日在林公使に対しランスダウン英外相に日露交渉の現状を報告せしむるとともに左の通り言明すべく訓令した。

『露国が滿洲に關シ其ノ前述ノ態度ヲ固持シ随ツテ日本カ一層斷乎タル行動ニ訴フルノ必要ニ遭フシタル場合ニ於テハ帝國政府カ英國政府ヨリ如何ナル点ニ於ケル又如何ナル程度ニ於ケル助力及扶助ヲ期待シ得ヘキカヲ知ルコト最肝要ナリトス仍テ帝國政府ハ

英國政府ニ於テ本件ニ關シ詳細ニシテ正確ナル言明ヲ与ヘラレンコトヲ希望ス

此の訓令を受けた林公使は十二月二十八日外務省に出頭したが、外相が不在であつたので次官に面会し訓令の件に關し英國政府の考量を求め置き翌二十九日ランスダウン外相と会見した。外相は林公使に若し日英協約の適用を見る場合が實際に発生したときは英國政府は忠実に該協約の約款と精神を守るべき旨を明白に言明し、更に「日本政府の來意がもし該事態が発生しないまゝに於ける英國の助力を意味するものとすれば、先づ日本政府が如何なる援助を期待しようとしてゐるのか、それが承知したい」と述べた。林公使は「此の点に就いては未だ訓令を受けてゐない」と冒頭し一己の私見として英國領地の港口に於ける石炭の供給等の例を挙げたが、外相は日本政府の公的な見解を承知したいと希望した。林公使の報告に接した小村は更に十二月三十一日電訓し開戦の場合に於ける英國の態度に關しラズダウン侯の明白な保証を謝せしむるとともに、我が政府の期待する援助に關し左の通陳述することを訓令して問題は具体化した。即ち

『帝國政府ハ實際戰闘中ハランスダウン侯ノ保障セラレタル処以上ニ於テ英國政府ニ對シ敢テ何等ノ請求又ハ期待スル所アルナシ帝國政府ハ英國ノ嚴正中立ニ何等ノ累ヲ及サントスルノ念ナキハ茲ニ英政府ニ向テ確保スル所ナリ帝國政府ハ却テ何レノ第三國タリトモ日露ノ衝突ニ參加シ隨ツテ英國ヲシテ抗争ノ渦中ニ投セシムル様ノコトナカラシメシメテ英政府ニ於テ其全力ヲ悉サレンコトヲ希望スルモノナリ而シテ日露ノ抗争ニシテ遂ニ避クヘカラサルモノトセン乎帝國政府カ陸海何レノ点ヨリ見ルモ充分ノ勢力ト準備ヲ有スルハ帝國政府ノ確信スル所ナリ然レトモ戰費ニ關スル事項ノ軍事上ノ準備ト相伴ハサルハ帝國政府ノ之ヲ否ムヲ得サル所トス日露間ノ抗争ニシテ果シテ起ルトキハ其ノ戰局ノ大ナルハ帝國政府ノ十分覺悟スル所ナレトモ若シ英政府ニ於テ開戦ニ至ラ

サル内ニ財政上ノ援助ヲ日本ニ与ヘラルコトヲ得ハ日本政府ノ位置ハ孰レノ方面ニ於テモ安固ナルヘシ

日本政府ハ戦争ニシテ自衛上必要ヲ見ルニ至レハ之ヲ為スヘシト雖日本ノ行動ハ何等利己主義ノ嫌ナカルヘシ何トナレハ若シ日本ニシテ勝利ヲ得ン乎日本ノ尽力ノ成果ハ滿洲ト商業上ノ關係ヲ有スル列強一般ノ均シク享受スヘキ所ナレハナリ』

此の訓令は我が國の財政的貧困を告白し、英國の援助を求むるにあたり滿洲市場の開放を好餌とした点に於て、日露戰役は日本のみの戰でなく同時に英米の尖端として戰つてゐることを明白に表現した当局者の言として注視されてよい。林公使は明治三十七年一月一日ランスダウン外相に面会し訓令の趣を通じ考量を求めたが、外相は「英國政府は日本の位置に全幅の同情を有するのではあるが、此の際日本の希望に應じることが出来ない。何となれば政府の最近收税期に於ける収入は予算額より三百万磅も少なく、南阿事件臨時費の巨額なること並に陸軍省の經費窮乏に鑑み英政府は自らの為に公債を起さざるを得ない状態であるからである」と回答した。林公使は英政府の再考を要望して会見を終つたが、一月四日出納尙書はランスダウン侯と会談の結果に付答えて「ロンドン市場は曩に南阿戰爭中巨額の借上を為したるため已に政府債權の多大に苦しんでゐる状態なので今は新公債を起すに好時機ではない。是が故に英政府も成るべく自國の借入高を制限せんと欲して曩に議會より政府に附与された權能も充分に執行してゐない程である。而して英政府が自國の為に借入をするにあつたの故障は、そのまま日本政府の起債保証にも適用さるべき訳であるが、といつて此の保証の方法以外では日本の財政計画を援助することができず、誠に已むを得ざる次第である。」と云つたので政府は英政府の事情を諒とし同政府の保証に依つて起債することを断念した。

二月六日前述の如く日露國交断絶し、戰時財政は井上・松方兩元老が掌理することとなり、軍費に宛つべき外債募

集の件も廟議決定し、日銀副總裁高橋是清を派遣し駐英日本公使監督の下に倫敦に於て一千万磅の公債募集にあたることをなつた。我が政府が高橋に指示した軍費予算の計画は左の如くである。

日清戦争ノ時ニ於テハ軍費總額ノ約三分ノ一ハ海外ニ流出シ居ルヲ以テ今回モソレヲ標準トシテ正貨ノ所要額ヲ決定スルニ軍費總額ヲ凡ソ四億五千万円ト推定セハ其ノ三分ノ一、一億五千万円ヲ以テ海外支払ニ必要ナルモノト仮定セザルベカラズ而シテ目下日本銀行所有ノ正貨余力約五千二百万円程度ナルヲ以テ先ツ之ヲ以テ海外支払ニ充テ尙一億円ノ不足ヲ生ス而シテ其ノ不足ハ外債ニ依ル以外ニ方法無シ依ツテ年内ニ一億円ノミハ絶対ニ外債ノ募集ヲ必要トス尤モ戦時募債ナルヲ以テ担保ヲ要求セラルル事モ覚悟セサルベカラス而シテ海關稅ノ收入ヲ以テ之ニ充ツル事モ既ニ御裁可ヲ得タリ就テハ此ノ心得ヲ以テ速ニ出資シ年内ニ一回ニテ成功セサレハ二回ニテモ差支無キヲ以テ一億円ノミハ是非募債スル機努力セラレ度シ更ニコノ戦費ハ一年ト見積リタルモノ即チ朝鮮ヨリ露軍ヲ一掃スルノミノモノニテ若シ戦争鴨綠江ノ外ニ続クニ至ラハ更ニ戦費ハ追加セサル可カラズ

斯くして高橋は表面は日露交戦中欧米市場財政状況視察を名として明治三十七年二月二十四日秘書として深井英五を同伴して米国へ渡航した。高橋は先づ紐育に行き三、四の銀行家と面会して事情を調査したが、米国民の日本に対する同情は非常に厚かつたが、当時の米国はまだ自国産業發達のために、むしろ外国資本を誘致せねばならぬ立場にあつたので、米国内に於て外債を募集することは断念し直ちに米國を發つて英國に向つた。倫敦に着いた高橋は正金銀行の取引先であるパース銀行、香港上海銀行、チャーター銀行等と交渉を始めたが、何れも同情は有しても實際に右募集を引受けむとする者がなかつた。「高橋は清自伝」は其の間の事情理由を次の如く語つてゐる。即ち戦争開始以来巴里及び倫敦に於ける露國公債市価は寧ろ上り氣味であつたに反し、日本の四分利付公債は戦前八十磅以上を唱えていたのが忽ち六十磅まで暴落し日本公債に対する市場人氣が非常に悪く、四分利公債の暴落に依り日本公債を所有せ

る一般公衆は少からず損害を蒙つて居り、此際新たに公債を發行したところで其の成功が危ぶまれたのである。その他日本公債の發行に關する英國政府当局の意向が判然とせず、また日露戦争は白色人種と黄色人種との戦争であり、殊に露國帝室と英國皇室とは縁戚關係にあり、此の際英國が独り日本のために軍費を調達するは白色人種の一員として多少心苦しい等の噂があつたこと、更に兵力的にみて日本の敗勢としたこと等が英國金融界をして公債引受に疑義を抱かしめたのであつた。彼等の間種々の折衝が行われた結果四月十日英國銀行業者は熟議の上、一、發行公債は磅公債となす、一、関稅收入を抵当となす、一、利子は年六分とす、一、發行価額は九十二磅、一、期限五ヶ年、一、發行額は三百万磅という條件で応募せんことを申出た。此の関稅收入を抵当とすることに關して、英國銀行側は関稅を抵当とする以上、清國にサー・ロバート・ハートのいるごとく英國から日本に人を派遣し税關を管理せんことを主張した。之に對し高橋は強硬に反對し「日本政府は從來外債に對して元金利払共に一厘たりとも怠つたことはない。それを清國と同一視されては甚だ迷惑である」として名称のみの抵当で承認せしめた。後述の如く半額五百万磅を引受けた米国シンの如きも関稅抵当に疑問を持ち、管理人を入らずに単に名称のみの抵当とした場合、万一その抵当權を實行せねばならなくなつた場合の処置につき、ロード・レベリストックに尋ねたら、レベリストック卿は「Warship軍艦」と唯一語を以つて答えたというのは有名な逸話であるが、當時の日本の世界金融市場に於ける信用は此の程度のものであつたのである。とにかく英國銀行側の條件に對し、發行額を我が希望の一千万磅の半額五百万磅に、期限の五カ年を七カ年に、發行価額の九十二磅を九十三磅十志にそれぞれ改訂して公債發行に妥協を得たのである。斯くして我が政府の希望した公債一千万磅の内五百万磅だけは、英國側で引受けることゝなつたが、残額五百万磅は引受

者なく困却していた折、偶々来英中であつた米国「クーン・ロエブ」商会の主席代表者であるシフが右事実を聞き自ら進んで残額五百万磅を引受け米国にて発行することを約した。而して右の如く米国に於て半額を引受くるに至つたのは、有色人種を援助するは英国のみにあらず米国も亦然りと云うことを世界に示すこととなり曩に英人の抱いた他国に対する遠慮を減じ英国官民に多大の安心を与えた。即ち林公使は五月四日付にて小村への報告中

高橋副総裁ノ本官ニ告グル処ニ依レハ一千万磅ノ公債ノ半額ハ米国ニ於テ募集シ得ル事甚ダ有望ナルカ如シ又本官カ内密ニ知ル所ニテハ「ランズダウン」侯ハ米国理財家カ我カ公債ノ半額ヲ引受クルノ意嚮アルヲ知リ大ニ満足ヲ表シタリト言フ若シ斯クシテ我カ公債ヲ英米両国ニ於テ同時ニ募集シ得ハ其ノ結果ハ我国ニ多大ノ益アルコト独リ財政上ノミナラス殊ニ政治上ニ於テ然ルヘキハ本官ノ毫モ疑ハサル所ナリ

と述べてゐる。以上の如く我が公債一千万磅は英米に於て半額宛引受くることとなり右契約は明治三十七年五月七日調印せられた。之に關し林公使は左の如く小村宛に電報してゐる。

我カ公債ノ仮契約ハ五月七日調印済トナレリ右公債ハ我カ陸軍ノ戦捷ヲ得タルト又特ニ米国人カ本件ニ参与シタルトニ依リ当地ニ於テ頗ル歡迎ヲ受ケ大陸ノ理財家ヨリ巨額ナル引受ノ申込アリテ既ニ売出価格ヲ超過スルコト二分五厘ノ高價ヲ博セリ加之我カ旧公債カ今回ノ新公債ニヨリテ別ニ不利ナル影響ヲ受ケサリシハ極メテ好都合ナリ要スルニ高橋副総裁カ前述ノ好機ニ乗シ戦時ニ於テ我國ノ為及フ限りノ条件ヲ求メ得タルハ疑ヲ容レヌ故ニ此ノ公債ニ關シ本官ハ日本ノ公衆カ空論ニ奔リテ苦情又ハ不満足ノ模様ヲ示スカ如キ事無キヲ希望ス若シ斯ノ如キ態度アル時ハ当地ニ於テ面白カラサル感情ヲ招クニ至ラン

かくて本公債は倫敦及紐育に於て五月十二日応募申込の取扱を開始したが、応募申込は之より先き五月一日日本軍が鴨緑江の戦争で勝利を博したとの電報が新聞に発表された為非常な盛況で、倫敦紐育共忽ち発行額の数倍に上つ

た。その後戦争の拡大に基き次々と戦費は増大し、外債は主に倫敦紐育にて前後四回募集されたが、其の発行総額其の他の條件を示せば次の表の如くなる。

発行時期	発行総額	利率	発行価額	政府手取	手数料	担保	償還期限	発行地
第一回	三七・五	一千万磅	六分	九三・一〇	九〇・〇〇	三・一〇	關稅收入	七ヶ年 倫敦紐育ニ於 テ半額宛
第二回	三七・十一	一千二百萬磅	六分	九〇・一〇	八六・一五	三・一五	〃	七ヶ年 〃
第三回	三八・三	三千万磅	四分半	九〇・〇〇	八六・一五	三・〇五	煙草專賣益金	二十ヶ年 倫敦紐育及獨 逸ニ於テ三分 ノ一宛
第四回	三八・七	三千万磅	四分半	九〇・〇〇	八六・一五	三・〇五	〃	二十ヶ年 倫敦紐育及獨 逸ニ於テ三分 ノ一宛

斯くして七億余円の外債が募集され日露戦争の戦費として重大な役割を果したのであるが、小村は斯かる戦費の調達に關し、恆に細心の注意を払い林公使に時々適切な訓令を与えて高橋是清の活動を助けしめたのであつた。

第三款 旅順陥落前後に於ける講和論の推移

日露開戦以来、我が作戦計画は着々予定通りに遂行せられ、遼陽沙河の二大会戦を経て三十七年末には、既往半歳の間能く防守に堪え来つた旅順の運命も漸く窮迫を告げるに至つた。されど国家の大事はただ戦局を有利に進展せしむるに止まらずして、如何にして戦局を有利に拾収し、如何にして戦果を遺算なく獲得すべきにある。これ桂首相と小村の最も苦慮したところであつた。

当時露国にあつては、開戦以来の連戦連敗と、民心の不安不穩とに拘らず、新たに満洲軍の編成を拡大し、又バル

チック艦隊を東航せしめ、陸海相応じ一挙に我軍を圧碎しようとの大計画を立て、容易に屈するの色がない。しかも戦局の進行を注視せる列国中には、旅順の陥落を見越して戦運回復の露国にとり至難なることを察し、徐に講和幹旋の瀬踏みを考案するものもあつた。特に開戦前日露の間に調停を一再相試みようとして不成功に了つた仏国は、当時逐年接近し來つた露独両国の關係に對して漸く不安の念を抱き來つた際とて、進んで両交戦國に講和を幹旋し、もつて露国の好意をベルリンから奪回しようとの志がないでもなかつた。しかし独国はその露国のために計るに於て仏国の後に落つる筈もなく、能うべくんば仏国を拉し、米國を誘ひ、三列強の圧力で日本を講和に納得せしめようとするの考案を窺かに抱いた模様もあつた。旁々開戦第一年の末期、すなわち旅順の陥落を自捷に控えた当時よりして、講和幹旋の画策は仏独兩國のいずれからか何時表われて来るかも知らぬ状態であつた。

果然その一端は、先ず仏國筋に窺われた。当時露都からパリに歸つていた駐露仏國大使ボムパールは、十二月十四日、我が駐仏本野公使を訪ひ、講和の幹旋について口を開き、本野の所見を探つた。ボムパールはその前月中にも一度賜暇を得てパリに還り、幾らもなく露都に歸任し、その歸任後三週日ならざるにまた仏京に歸つて、突如本野に会見を求めて來訪した次第であるが、その際は彼は本野に對し、自分は今次露都歸任後三週日に日露現下の戦局に對して特に慎重考究したと告げ、若し自分が日露兩國間の平和回復に微力を致すを得れば本懷至極であるが、しかも講和條件に關する日本の意圖を承知しないで露國と和議を談じても甲斐なき次第であるから、貴公使若し貴國政府の意圖について知るところあるならば、幸に自分に告げることが出來ざるかと問うた。本野は何等知るところなしと答へ、かつ仮にこれを知つているとするも、露國が真実和を請うの意思あるを十二分に確認した上でなければ、講和條件を

告げる如きはもちろん、日本政府に於て果してこの際講和に應ずる意があるか否かすらこれを漏らすことも、戦勝者として露國に對し和を求める位地にあらぬ日本政府の許容しないところであろうと述べた。ボムパールは、貴公使の答かくあらうとは自分も素より予期したところであるが、事態の重大なるに顧みなお再考の勞を執りたい、もつとも第三國の干渉は露國の絶對に好まないところであるといつた。本野は日本もまた絶對に第三國の干渉を欲しない、露國にして誠実に講和を希望するならば、何等第三國の干渉なくして直接に商議を行うのが兩國双方にとり最良の道であろうと答えた。ボムパールは個人の資格で來談し、かつその談話は全然一己の責任に於て為したと聲明はしたけれども、多分外相デルカッセの指圖を受けたのももちろん、或はその露國外相と談合の結果かとも想像し得られた。要するに彼は露國政府筋の依頼に基き、我が政府の意向を探ろうとしたものと見るべきである。

本野から右會談始末の報告に接した小村は、折返し本野に電訓し、日本政府はこの際我が方から講和問題を議する時機でないかと認めること、露國は毫も和議を希望するの心証を示していないのみならず、却つて統戰の決心を累次聲明したこと、日本政府は露國政府が単に口舌の上に於てせず、事實をもつて誠意誠心講和の希望を表示した暁、始めて講和條件の如何を考量すべく、その時機の到る迄は日本政府は和議問題に對し依然緘默の態度を維持せねばならぬといふボムパールに告げ、かつ第三國の干渉は日本政府の斷じて好まないところであることを言明するよう命じた。本野はボムパールに會見し、右電訓の趣旨を伝えたところ、彼は頗る失意の色を示し、自分一己の所信としては露國は成るべく速かに講和するが最も得策であり、そしてその開談は旅順の陥落以前に於て為すこそ一層容易であると思ふといつた。本野はこれに對し、講和條件に關する本國政府の意見は自分の毫も承知せざるところなるも、自分一己

の確信をもつてすれば、露国にして旅順の保有を欲する限り、和議は他の條件如何に関せず全然不可能であろう。日本が再び旅順を抛棄するようなことは、今次の戦争に対する莫大の犠牲からいつても日本国民全体の断じて許容しないところであろうと述べたるに、彼は辯じていう。事情かくの如くであれば講和は頗る困難であろうけれども、なおこの上尽力の余地なかるべきかを自分は篤と熟考するであろう。ただ自分の行動は、いわゆる第三国の干渉とは何等関係あるのではなくて、その本意は日露兩國をして直接和議の会議を行わしめるよう相接近せしめようと庶幾するに外ならないと。かくてボムパールの自国外相の内命に基き、はた任国外相との内談の結果と推測せられし講和斡旋運動も、何等奏功の曙光をさえ示さない中に、旅順は歳の改まると共に遂に陥落した。

旅順の陥落は、環視の列国挙げて既に予期したところとはいえ、今さら甚大の影響をこれに与えた。初めクロバトキンが露軍総司令官の命を拜し、作戰の大計画を立てたる際、日本軍に対抗するに必要な兵力を集中するには多少の月日を要する故、旅順は固有の守備兵で能う限り防禦するに止め、その満洲軍は哈爾濱へ退却し軍の充実を同地で完成し、欧露の増遣隊の同地に來会するを俟つて攻勢に転じ、それ迄態と満洲内地に深入りさせた日本軍をば哈爾濱附近に迎えて一挙勝敗を決すべく、旅順の如きは暫くその運命に委して可なりとの意見を立て、この胸案を持つて満洲に向つたのであるが、クロバトキンの上級者で旅順に本營を張つていたアレキシエフ総督はこれを排し、飽く迄旅順の防禦に全力を注ぐ方針を固執し、クロバトキンは一再爭議の末、こもごもその決裁を露都に求めた。しかも露都の命令は曖昧で要領を得ず、ために号令区々となり、幹部將校その適従するところに惑うたが、その間にアレキシエフは露都に還り、戦場の総指揮権はクロバトキンが双肩に負うこととなつた。されど予定の退却も、甚大の損害なくして

は行われず、そして旅順も天險絶府として誇り、屯するに数万の兵をもつてする限り、無碍に棄てることも軍情の許さないところであつた。そこで旅順は露軍の少なくとも準主力を傾倒した天王山となつた次第であるが、それが新年早々我軍の手に落ちたので、世界が今さらの如く驚いたのも無理はない。

講和論はこの時からして公然世界の一角に聞えた。歐洲の有力な一新聞紙は、旅順は單純なる一要塞ではなくして、実に極東に於ける露国勢力の象徴であつた。露国はこの開城に由つて満洲經營の樞軸を破壊せられた、露国の威厳及び覇權の障壁は打ち破られた、況んやこれと同時に露国の太平洋艦隊は全滅したに於てをやと論じた。されば歐洲にては、旅順の陥落から生ずべき結果如何について種々の論議が出た。現に降將ステツセルの半歳に亘れる勇名世界に轟きしを露国の面目とし、この機会に於て和議を立てるがよいと効かに露国筋に勧告したものもあつた。けれども充分の確信をもつて講和説を唱導するものに至りては何程もなかつた。しかも旅順の陥落が露国の民心を痛く沮喪せしめたことは掩い得ない。種々の悲觀説は露都の新聞の上に表われた。ノウエ・ウレミヤは一月六日の紙上に論じて曰く、「軍隊の名譽は国民の名譽なると均しく、軍隊の失敗は国民の失敗である。既に太平洋に達する大鉄道の竣成せる今日に於て、満洲を抛棄するの不合理なるは論なきも、さりとてこの上戦争を継続すべきか、または終止すべきかの問題は国民自ら解決すべきである。主権者は宜しく国民に諮問し、その意見に聴かざるべからず。これ従来国家の危難に際して往々見られた例である」と。又自由派の機關ナシドニ紙は曰く、「専制政治は無能を証明した。けれども露国民は大国民で、その勢力は依然たり。随つて講和のことは政府に委任せず、国民自らこれを提言するによりて始めて日本の要求條件をして国民本来の威厳及び真実の利益と背馳せしめないことを期し得られるのである。」と、も

つてその国論の趨向が見られた。けれども我が国に於ては、旅順の陥落は僅に作戦の第一期を終えたに過ぎないものとし、露国もまたこれをもつて国運の安危を決したものと迄は認識しなかつたから、両国共に未だ真面目に耳をこれに傾ける迄には至らない。随つて欧米諸国に於けるこの際の講和論も、実は講和の瀕踏みたるの範圍を出でなかつた。

しかもその間に於て日露両国の各盟邦たる英仏両国はもちろん、盟邦以外の米独両国も、また和戦の前途について当時竊かに考慮した。特に米国大統領ローズヴェルトは、日本は戦争の終局に際し開戦の理由を貫徹するに足るべき充分の果実を収得するの権利ありとし、必要の場合には列強の干渉を排して我が国のために相應の力を致すを辞しないとの意志を有した。彼は遼陽役の終つた頃から、とにかく内心深く戦局の前途を慮り、和議の仲介を試みようとするの意嚮を持つたが、唯だ一つには露国大使カシーの強硬な声言と、一は遼陽役が未だ両軍の致命戦として決定するに足らなかつたのと、また一にはローズヴェルト自身、その冬期の改選期に對し成算未だ確然しなかつたので、反對党がやゝもすれば米国の伝統的政策を離れて他国の戦争に容喙するものといつて彼を攻撃すべきことを顧慮し、容易に進んで仲介を許みようとするに至らなかつた。然るに彼は程なく建国以来無比の大多数をもつて再選せられ、反對党の攻撃も懸念なきに至つたので、近き将来に於てパナマ運河開鑿と日露戦局收拾との二問題を解決し、偉功を歴史に留めようと胸中潜に志したもののようであつた。

そもそもローズヴェルトを閑却して日露講和のことを談ずること能わざるは、なお小村とウキツテを除外しては全然これを述ぶること能わざると同じである。日露戦役後米人ヂョセフ・バックリン・ピシヨップの著としてローズヴェルトの伝が世に出た。著者は多年故人に親炙し、故人の一切の公私記録を査閲する特権を故人より獲て、その在世中

から伝記編纂に着手したと称するだけ、故人の生涯の事歴はもちろん、特に日露講和に關しては前人未発の記事多く久しく機密の筐裡に藏せられた文書手簡の類が殆んど洩れなく赤裸に登載してある。以下講和の始末を叙するところ、ピシヨップの著書に負うところが少くない。著者は曰う。

当時（日露講和に先立つ数月間）國務長官ヘーは病んで職を離れ、講和の成立を見ずして遂に永眠し、ルトは数月前既に閣外に去り、タフトはフエリッピン巡遊中であつたので、ローズヴェルトは己自身同時に國務長官で、三ヶ月以上に互つた講和關係の一切のこと大小となく総べて自身これに當り、一人の補佐者の力をも備はなかつた。彼がその心身共に絶倫の精力を揮ひ、甚大の成功を収めたこと、日露講和の際に於けるほど顯著な例を他に見ない。その脳力が無尽でありしが如く活動もまた不斷であつた。彼の浩瀚なる書簡を読むものは、ただ驚異の感に打たるゝのみである。彼は徐に、そして万難を排し、両交戦国を講和の会商に納得せしめたのみならず、英仏独諸国をして己の企圖を援助せしめるについて倦まず懈まず努力した。彼は露国が講和に耳を傾けないのを見れば、カイゼルを説いてザーに圧力を加えしめ、日本が遲疑するを見れば、英國に訴えてこれを抑圧せしめ、遂には独国のみの援助にて和議を成功せしめ、独帝に對し無限の頌辭を呈するのを吝まなかつた。（J. B. Bishop, Theodore Roosevelt and His Time, II, p. 375）。

これよりさき、明治天皇には、当時セントルイス市に大博覧会の開催あるを機とし、南山の役に殊勳を樹てられた伏見大將宮を米國に派遣し、各国技芸の進歩せる情況を視察せしむると同時に、米國大統領に面謁して陛下の深厚なる友誼とその康寧福祉を禱る至情とを伝え、併せてベルリ提督來朝以来常に日米兩國を連結せる良好關係を一層鞏固ならしめんことを切望すとの聖旨を通ぜしめられた。殿下には十月二十二日横浜を発し、桑港を経て十一月十四日華府到着、十五日、大統領ローズヴェルトを白聖館に御訪問、公式の会見を遂げられた。その際交換された挨拶は辞令

懇篤、睦誼の敦厚を十二分に示した。爾後殿下にはセントルイスその他各都市を訪問せられ、到る所懇懇な接待を受けられた。ローズヴェルトは外形上は日露両国に対し厳正中立を保持するの必要に鑑み、寧ろ質素静粛の接遇に努める風であつたが、しかも事実十二分の親好を示し、殿下に対し今次の戦争に於て米国民一般は論なく、自分の同情は挙げて日本にあると迄打ちつけて語つたほどであつた。

伏見宮の渡米はかくの如くにして日米の親交を弥か上に固め、米国民の我が方に対する同情を一層厚うせしめるに預つて力あつたが、特にローズヴェルトその人の熱情は更に加わり、機会あらば日露のため、特に日本のため、和議の仲介を相試みんと欲し常に局面の推移を注視し、時にはその所見を隔意なく我が筋に通じ、殊に独国の態度については、一再好意をもつて我が注意を促すところもあつた。当時駐米独国大使は帰国に臨んで大統領に離別の辞を寄べた際、日本は露国に対し全勝を獲た暁には大に活動を拡め、膠州湾に於ける独国の利益はもちろんフヒリツピンに於ける米国のそれをも侵迫するに至るだろうと述べたが、この報道に接した小村は、一月五日、当時滞米中の金子への電信中に「大統領と会晤の節に日本は東洋に於ける各国の既得権及びその利益と相容れざる企図を有せず、またこれを阻碍し若しくはこれに干渉する意思をも有せざること、およそ現下の争端に關係ある問題以外に於ては、日本は現状維持を以て満足すること等を明確に断言ありたき」旨を依頼し、その杞憂を打ち消さしめた。されば大統領は我が国の意思を能く了解し、独国に対しては日本の開戦の目的遂行に妨礙を加うることは独国の利益でないことを説くに努め、隠然和議に関する列国外交の指導者をもつて任ずるの風があつた。特に彼は戦局の終末に方つて局外列強が清国に於ける領土的利益を強要するようなことを防遏するに留意し、局外列強から日露講和の時期に於て何等清国の領

土を強要するの意思なき旨の明確な保障を握つて、その領土保全主義の動搖を未前に遮止せんとするの考案を立て、そしてこの考案を実現せしめるには、先ず独帝を説きその賛同を確め置くを緊要なりとし、この方針に向つて竊かに画策し大体に於て満足の成果を得たようであつた。

大統領は一月の初め在華府独国代理大使を経て独帝からの一通の私信に接した。その要旨は独国は戦争の終局に方々清国に於て山東省を占領せず、また寸地をも希望せず、同時に他の局外国のかかる企図を為すことにも反対すべくもつとも日露両交戦国はいずれも領土獲得を希望するやも知れずというにあつた。この私信の内容及びこれに対する大統領の態度は記してジョン・ヘーの日誌に詳で、独帝の画策の経緯を知るには興味浅からざるものであるが、これを左に抄訳する。

一月七日 ステルンブルク(帰国中の米国駐劄独逸大使から大統領に電報あり、彼は大統領の意見を独帝に伝奏したるに、帝から左の回答を大統領に電送すべく命ぜられたと。すなわち『門戸開放及び清国現在の保全は今や甚しく脅威の下にありと思惟せらるるこの際に於て、大統領が固くこの主義を執らるゝを聞き、帝には深く満足せらる。帝には時局の推移を熟視したる結果、清国の保全及び門戸開放を破るべき強大なる連合運動が仏国の首唱にて起らんとしつゝありとの固き信念を有せらるゝに至つた。この連合運動の目的は、中立諸国に対する無報酬の講和は不可能なりとのことを日露両交戦国をして感知せしむるにある。帝にはこの連合運動は左の方針を執らばそれを打ち破るを得べしと確信せらる。すなわち大統領に於て極東に利害を有する大小列国に対し、講和その他に関し両交戦国に向つて為すところの尽力に対し領土的その他何等の形式を問はず一切の報酬を要求せずとの証言を提するに意あるやを試みに照会するにある。この照会に接したる列国は、勢いその手の中を公示せざるを得ざるべく、随つて門戸開放若しくは清国の保全に対して有する何等陰謀は直ちに明瞭となるであらう。この証言あるにあらずんば、交戦国は中立の仲買国

の私心を挑発することなしに何等領土的利益を得るの不可能なることを覚るであらう。帝には兩交戦国が追つて北清に於ける領土の若干を割取することは避け難しと認めらる。その地域に於ける門戸開放は条約に於て保障せしむることが得られよう。その場合独逸は没利害主義を率先証言するに躊躇せざるべきはちろんである」と。

一月九日 大統領は独帝の提案について没頭していた。そして大統領は余の前日到達したると同じ結論に到達した。すなわち第一は、本件について独帝を釘づけにし、第二には、他列国の意見を突き止めんがため、帝の提案を利用するの最も有利なるべきことである。余は帰宅後、大統領から独帝に対しその没利害的態度を称揚し、かつ列国の意向を探るべきを承諾する旨を申し送るべき回答案を起草した。

一月十日 余は大統領に文案を示したるに、彼は嘉納しこれをステルンブルクに電送した。余は次で我が在外大使あての回答を起草した。文意は、列国中には支那保全に関し疑懼を抱くものあること、本政府は依然従来の態度を持つることを述べ、これにつき任国政府の所見を質すべきを訓令するにある。

一月十三日 スベック（在柏林米国大使）から、さきの電信を詳報せる郵便到る。中に独帝は支那の分奪を目的とする英仏露の聯合の成らんことを懸念すといえりとある。独帝の言に飾りなきものとせば、彼と露帝とは世上に推測せらるゝ程には親密でないように見える。奇と謂うべし。

一月十八日 チョート（在倫敦米国大使）から電報があつた。ランスダウンは我が国の照会に対し『全然同感』とボーウッドから回電ありたりと。メイヤー（在羅馬米国大使）からも同様の旨申し来たつた。英伊の回答から推し、独帝の疑心暗鬼の範圍は明らかに知られる。

一月十九日 今朝ボーダー（在巴里米国大使）からの來電には、仏国政府は我が所見に全然同意し、清国に関し何等領土的希望を有せずとある。これで一段落である。米英独仏伊の五国が一団たる以上は、何人もその間に反論を容るゝの余地はない。

一月二十日 ベルリン來報に、ビュローは我が十三日付照会に回牒し、我が国が清国の保全及び門戸開放を維持するの措置を執るに決意したること及び何等領土的獲得を欲せずと我が国の証言したることに對し満足の意を表し、米国のこの態度は独帝のそれに全然一致するといつた。一九〇〇年十月十四日の英独協商を見よ。独逸はこの協商に於て既にこの約束を為したのであるから、今更ら清国にこの領土の獲得を求めずというの必要もないであらう。

右の日誌を紹介した「ジョン・ヘー伝」の著者は、これについて記して曰う、「独帝の真意が那邊にあつたかは略々察知するに難くない。蓋し独帝は、日露戦争の間に歐洲列国から稍々孤立するに至つたを感じ、列国は独逸に分捕の均等の機会を与えないで勝手に清国を分割するだらうことを恐れた。また独帝は露国が極東に事を構えて盟邦を援けるに余力なきこの際を好機として、仏国を屈服しようと欲した」と。（W. R. Thayer, *Life and Letters of John Hay*, II, pp. 385-388）。この魂胆を知つて然る後右独帝よりの私信一條を見れば、その経緯は明瞭に解る。

そこで大統領は一月十五日、高平を引見した際、右独帝からの私信の内容を語り、その前段は独帝が米国の所期の方針に協力すべしとの意であると説明し、従来自分が独帝から聞いたところは、いずれも単に口頭のものだが、今回はかく文書で声明して来たのは悦ばしい、独帝の態度は由来曖昧不定の嫌があつたので、自分は確とこれ突き止めるがため、特に意を用いた次第であると述べた。

高平はこれに對し、日本にして旅順の領有を必要とする場合に於ても、独国はなお領土要求をしないという意であるかと問うたのに、大統領は、他人の所見はイザ知らず、自分の所見では、日本は旅順及びその附近の地域を領有し、

かつこれを軍事的に保持する権利があると思う、自分はさきに独国大使の帰国前、この意見を彼に語つたから、独帝は今回あの秘信を自分に送るに先だち、彼から右の自分の意見の陳奏を受けたに相違なからうと答えた。高平は、独帝の秘信の後段の意は、日本にして旅順を領有せば露国もまた満洲の或部分若しくは清国の他の地域を領有しようと欲するかも知れないというにあるかと尋ねたが、大統領は「独帝の胸中では或は右様の想像をしているかも知れない、蓋し日本が奉天を占領することは疑ないであろうが、それ以上は或は北進することはないだろう、その場合露国は依然哈爾濱に留ろうと欲し、随つて同地並びに満洲の他の地方に対する権利を要求することは有り得るからである、しかもこの事は一に戦局の成行に由ること、自分はこの点に關しては何等独帝に応答しない積りである」と答え、さらに語を進め、「自分は日本は旅順を領有するの権利あるのみならず、韓国をも日本の勢力範囲に置くの権利あるものと信するが、満洲は宜しくこれを清国に還附し、列国保障の下にこれを中立地と為すを要す、自分はこの意見を英仏伊三国政府に通じたが、未だいずれからも回答に接しないが、英国は何等異議を挟まないだろうと思考する、自分はこれについて仏国大使とも会談しようと思うが、その前先ず閣下（高平）に於て自分の意見及び行動を篤と了解せられるよう希望し、かくは開陳する次第である」と述べた。

かくの如く講和の時機は、日露両交戦国の關する限り未だ到達したわけでないのみならず、我が国に於ては作戦は僅にその第一期を終つた迄で、露国に於ても前述の如く益々兵馬艦艇を極東に集中せしめ、大に捲土重來の氣勢を示しつつあつた次第で、和議の前途なお遼遠であつたが、しかも列國中講和斡旋に乗り出して来る内には、一に自国の利害より打算したものもあるという情勢であつたから、我が国に於てその成行に一任するなら、或は他日意外の不利

を招くに至らないとも限らない。そこで小村は、早晚極東の事態に影響すべき問題として列強の注視考究に上りつゝある満韓及び旅順の処分に關し、この際先づ米大統領に對して我方の意見を内示し、もつて列強に對する大統領の措置に資せしめようと欲し、開議の慎重熟議を経て聖裁を仰ぎ、一月二十二日もつて高平に電訓し、大統領限りの参考迄として韓国問題、満洲問題、及び旅順問題に關する我が所見を内密に開陳せしめた。

当時ベルリン方面に於ては、密かに氣脈を露都の一角に通じ、仏國を誘い、さらに米國をも加え、独仏米の三国の圧力の下に成るべく速かに日本をして和を露國と講ぜしめ、次で日英同盟を離間し、日本をして改めて露國と同盟せしむると同時に、英國を列國協調外に孤立せしめようとする画策を運らすものがあつた。しかもその画策はやゝ有力なる筋の間に潜行しつつありとの情報がロンドンに達したので、英國側では頗るこれを重視し、これが対策として機先を制して米大統領と諒解を遂げ、もつて米國のかかる運動に加担するを防止しようとし、曾在華府英國大使館書記官としてローズヴェルトと旧交があり、當時は在露都英國大使館參事官であつたスプリングライスは、この目的で急ぎ米國に渡つた。小村は、高平に訓令し、成るべく彼の着米前に大統領に向つて前記の訓旨を開陳することを命じ、かつ日本政府が大統領に内告しようとするは、單に頃日大統領から談話あつた点のみに係る日本政府の所見に止まり、その講和條件ではなく、講和條件は今後戦局の如何に關するから、未だ内示するの時機でないこと、日本の要求は形勢の日本に最も有利な場合に於てもなおかつ過度に失することはないのであるが、日本の干戈を動したのは一に自衛に出で、兼ねて鞏固恒久の平和を確保するためであるから、單に一時の休戦に止まり、かつ開戦の目的を達するに足らないような條件は日本政府の満足しないところであること、韓国は全然我が勢力の下に置くを緊要とし、

随つて露国の韓国内に何等特殊利益又は權利を有するを認容することは出来ないこと、滿洲に關しては、列國をして通商以外の關係をここに有せしめるは日本の將來の政策上不利益であり、かつ大統領が國際中立説を主張するに於ては、日露兩國間に直接和議を決する場合に障礙となる虞があるので、この理を説いて大統領を首肯せしめるに努むるよう詳細に訓令した。高平は一月二十四日大統領に謁し、内幕に右訓旨を披陳した。大統領には先ず韓國問題に關する日本政府の所見に全然同意を表し、次に滿洲問題に關しては、米國政府の關する限りは全然日本政府の意見に満足する旨を述べたが、同時に國際中立説に關しては、本件は自己の發意に出たのではなく、畢竟獨國大使より滿洲を露國保護の下に中立地と為そうとの議を出したため、これが對案として持ち出したもので、既に英仏兩國大使にも口外した次第であるとして、当初からの行掛り上俄かに本案拋棄の態度にも出で難いとの語調であつたが、結局今後列國使臣との応酬に際しては努めて日本政府の所望に副う態度を執るべきを約し、國務長官ヘーもまた高平に對し我が内告の趣旨に賛意を表した。

前述の英國遣米特使スプリングライスは一月二十八日華府に着し、滞在旬日の間米國大統領、國務長官、並びに當時歸任せる駐米獨國大使等に會見し、その結果本國出發前に抱いていた英國孤立云々の危惧は全く消散した。特に獨國の態度に關しては、獨帝及びその政府が露國に意を傾けるの状あるに拘らず、同國民一般の日本に對する同情淺からざるに鑑み、實力をもつて日本に反對の行動を執るが如きは不可能に屬し、旁々日英米三国にして依然親密の關係を持續する限り獨帝も結局これと歩調を一にするに至るであらうし、また或は高々講和運動に参加してその自負心を満足せしめるに甘んずる以外に出でないだろうと見て、獨國に對する前日の疑惑、すなわち大陸列強の隱謀と英國の國際

的地位に關する英國政府の懸念は、全くこれを一掃するを得た。されど講和談に關する暗潮の往來は、獨國に對する關係列國の猜疑が主として、その因を作しているかに見えたので、獨國政府自身も自國の態度に關し、しきりに弁明これ努めるの状であつた。二月九日、在本邦獨國公使は小村を訪ひ、本國政府の訓令として、各國新聞紙中には獨國政府は仏露兩國と連合して講和運動に關する企画を為しているというが如き蜜説を伝えるものもあるも、獨國政府は断じて右様の意思を有しないこと、獨國の對露關係は旧來の如く善隣の好情を維持するにあつて、何等新要素の兩國關係の上に加わつたものなく、その對仏關係に至つては從來世上周知の通りで、これまた何等の變化なきこと、獨國は講和に關し未だ曾て何等の提議をしたことなく、またかかる提議に考量を加える機會に遭遇したこともないこと、獨國政府は日本と最も親善の關係を維持するを希望するものであることは自分の明確に聲言し得るところであること等を陳弁した。仏國に於ける講和論の聲焰は、旅順陥落以來露國々内の動亂の滋蔓と共に日を追うて高まりつゝあつたが、仏國政府は時に間接の方法をもつて我が講和條件の探知を試みるの形迹あつた以外には、主として形勢注視の態度を維持したに止まり、デルカツセは當時駐仏英國大使の質問に對し、仏國は講和問題に關しては未だ何等の措置を執つたことなしと確言した位で、このこともまた載せて前掲の「ジョン・ヘー伝」にある。(第二卷第三八九頁)。

旅順陥落前後の一カ月間に於ける局外列國間の日露講和論の推移は大要前述の如くであつたが、その後米國大統領は更に別途よりして露國に勸告を試み、もつて和議の促進を図らんとし、二月八日、彼は駐米仏國大使ジュスランを引見した折に、露國の既往一年間に於ける戦局の判断は全然正鵠を失し、諸般の計画全然失敗に歸したのに顧み、露國の滿洲軍の増員、バルチック艦隊の東航等に関する画策も予期の効果を収めるの望ありとも見えないのみか、露軍は

却つてヘルピン以北に退却するの已むなきに至らないとも保せられぬ、戦局の前途かくの如しとせば、露国のために計るに寧ろこの際和議を講ずるが得策でないかと語り、暗にこれを同僚の露国大使に通ぜしめ、そして別に仏国大統領を介し、米国の元首たるの位置を離れた局外無私の一友人として右の趣旨を露帝に転達するよう求めた。ビシヨツプのローズヴェルト伝に、

「彼（大統領）が一九〇五年三月九日付にてサー・ジョン・オット・トレヴェルヤン（米国革命史の著者としてローズヴェルトの推服する英人）に送つた書簡は、彼の講和運動の第一着手の日取を世に示すものである。その文に曰う、余（大統領）は六週日前、私的かつ非公式的に露国政府に和議を勧告し、爾後仏国政府を通じて同様の勧告を反覆し、告ぐるにその艦隊にして日本を撃破し得るの確信あり、かつ満洲に六十万の兵を配置及び維持し得るの確信あらば余また何をか言はん、けれども余の判断によれば露国にして統戦する限り昨年の誤算は今年もまた、誤算たるに相違なく、露国にして日本の哈爾濱の北に達する迄は講和に耳を傾けずとあらば、日本の講和条件は露国に取りて一層不利のものとなるを免れずとのことをもつてした。」（Bishop, op. cit., I, p. 376.）

とあるはそれである。されど露帝は駐露仏国大使を通じ、露国はバルチック艦隊と現に奉天附近に駐屯する数十万の兵力に全然信頼して統戦に決心したと伝えしめ、右の勧告を峻拒した。大統領はこの間に於ける独帝の行動について疑惑を挟み、同月二十六日金子を引見した際、

「自分が右勧告の措置を執るや、自分の日本と密接の関係を有するを知れる独国政府は、右は日本政府の希望に出でたものなるやを問ひ来つたので、自分はいや全然自分一己の発意に出ずと明答した。露国の右勧告の峻拒は、或は、独帝の徳意によつたのではなからうか。何となれば、従来自分は今次の戦争に関する重大事件について多くは帝に協議して来たのに、今回に限り帝に謀らな

いで直接仏国大統領に依頼したがため、若しこの勧告にして露帝の採納するところとなるならば、年来独帝が苦心の結果漸く疎隔し得た露仏兩國を再び接近せしめるの結果となるべく、帝はこれを焦慮し、裏面からこの勧告を拒絶せしめたのであるまいか。元來独帝は感情頗る敏く、己に頼るものには忽ち親み、己に謀らざるものには忽ち憤るが如く、冷熱常でない。」

と云えるが、当時小村のベルリン筋から接手した情報にも、また右の観測と相照応するものがあつた。特に当時独国のレオポルト親王は独帝の親簡を齎して露国に使し、同月十九日歸伯して独帝及び宰相と密議を凝した事実もあつたし、旁々大統領の勧告に関し独帝は露国に多少の掣肘を加えたのかも知れない。

さるにても大統領の露帝に対する友誼的勧告はその峻拒に遭つたので、大統領も今暫くは超然不関の態度を持し、奉天会戦及びバルチック艦隊の前途を見るに若かずとし、他の列国もまた講和について容喙する手掛りもなく、英国上院に於ても、二月十四日自由党の一領袖スペンサーが日露の戦局に論及し、「本員は英国政府が、他国と協同してこの戦争を平和に終結せしめることを試みるについて、適當の機会を逸しないよう切望する」と述べたに對し、外相ランズダウンは「若しかかる機会の到来する時は、英国政府は敏速にこれを利用するを怠らないが、軽卒な干渉は至大の悪結果を生ずる虞があり、時機未熟の干渉は干渉者に取つて反抗を招く危険あるのみならず、併せてかかる希望の成就を遅延せしめるに至るかも知るべからず」と答えたが如き、時局の要楔を説いて簡にして尽せるものであつた。

第四款 奉天会戦後に於ける講和問題

この時に方り奉天方面に於ける日露西軍の戦機は漸く熟し、我が左翼軍は二月二十五日から運動を開始し、三月七

日夜より五十里の全線に対する総攻撃に移り、十日遂に奉天を占領し、直ちに追撃戦となり、十二日は露兵の捕虜四万、死傷十二万を超え、露国の戦運回復の望をかけたその満洲軍は大敗潰乱し、奉天以北第一の堅府たる鉄嶺をも棄て、遠く開原方面に退却した。

この大敗報の伝わるや、一時その声を潜めた講和の説はまた俄に世界の各方面に起り、列国の輿論は日露の戦局は既に決したとし、露国がこの上徒に絶望的戦争を継続する愚を戒める点に於て殆んど一致し、特に仏国の輿論は奮然として講和説に傾き、或は公債の現金は講和成立の後に引き渡すべきだといひ、或は新公債の発行は延期せられたというが如き情報は存りにバリーから流布せられ、その初めより日本に同情を表した諸新聞はもちろん、親露的のゴロー紙の如きに至るまで、いずれも露国は近き将来に於て勝算を有せず、故に相当の條件の下に和議を講ずることは露国のために得策であると論じ、ル・タン紙の如きは三月十五日の紙上に於て「戦争の運命は今や決定せられた。日本は制海権を占め、また満洲を掌握した。露国は到底現戦争に於て勝利を得る見込はない。日本は今日宜しく露国にとつて直ちに認容し得べき條件、すなわち償金を要求せすまた露国の屈辱を来すべき事項を含まない條件にて和議を容易ならしめ、もつてその寛宏の襟度を示すべき時機である」と論じた。ただ歐洲諸外国に於てのみならず露国内にあつても、講和論は次第に朝野の間に高まり、特に蔵相ウキツテは、露曆二月二十八日(三月十三日)、すなわち奉天の大戦終つてから三日を出でざるに、講和の急務を説ける率直な上奏文を露帝に捧呈した。爾後半歳ならずして講和使節の大命を拜したウキツテの意見として、頗る味うべきものがある。

現今の国情に顧みるに、唯一の合理的方法はこの際講和条件問題について商議を開始し、且さきにブリギン(議會創設の調査を

命ぜられたる国務大臣)に下し給える教旨を最も迅速に、そして最も広範囲に実施せらるることにより、少くもある程度に民心の緩和を計るの外はない。統戦は危険以上で、この上国民を犠牲に供しようとするれば、恐るべき災禍を来すを免かれない。かつ統戦には巨額の財帛と巨数の人命とを要するが、これ以上の出費は露帝国の中枢神経を組成する財政経済状態を攪乱し、国民の貧困を加え、不平怨恨を高まらしめるに至るであらう。新たに大兵を徵募しようとするれば、武力を藉つて強制するのでなければ、出来ないだらうし、極東に向けるがための兵は、その徵募地に於て既に鮮血を見ないでは措かぬ。加うるに收穫にして平作以下に落ち、そして虎疫再発するようになれば、農民の紛擾は殆く国内各地に蔓延するだらう。概言するに今日の情勢をもつてすれば、軍隊は露国内それ自身に必要を感じる。

事実和議を開くは痛歎の極で、これを開くに方つては露帝国の威厳を保持するに足るべき条件をもつて掩護するの要はあらう。けれども遲きに及んで一層の威迫を受けるは、今に於て断然之を講ずるの勝れるに若かない。クロバトキン(鐵嶺)を支え得ないであらう。哈爾濱にして万一敵手に落ちれば、烏蘇里地方は遮断せられるを免かれない。ロヂエストヴエンスキーは必勝を保し難い。露国は今日なお甚しき屈護の下に立たないで和議を見るの希望を保障するに足る威厳を有するが、今この時機を逸し、神命に違つて折れる可き時に折れなければ、自ら好んで一層の災害を招くあるを覚悟すべきである。仮に講和条件にして到底受諾すべからざるにもせよ、必しも和議に入るに妨げありとはいえない。若しある列国の友誼的協力によるもお条件依然苛重ならば、我が全国民は挙つて帝と帝の名譽の擁護のために起つべく、我が純潔の精神はこれにより天に通ずるであらう。

叙聖文武の陛下よ。決断は万事に必要である。決断にして安全に際し必要であるとすれば、艱難に処しては更に一層必要である。艱難に処しては、決断は安全に向う第一歩である。今や遲疑逡巡すべきの秋でない。和議は宜しく直ちに開談すべく、かつブリキンの勅命は、また直ちに寛宏の精神をもつて実行せられるを要する。臣は敢えて狂乱せず、時局を識別するの具眼者として敢えて奏聞する。臣がこの文を草するに方り、臣の手を動かすものは病患でなくして決心である。他人の恐くは陛下に奏上するを

憚るところのものを敢えて進んで奏上しようと欲する決心である。上帝願くは佑助を陛下に垂れ給へ。謹んで奏す。

これ露国内の具眼者を代表せる言である。しかも露帝はこれに耳を傾けなかつた。されど国内に於て既にかかる中正の言があり、国外に於ても、別してその盟邦たる仏国に於て、露国のために計つて和議を云為するものあるは、また怪むに足らない。同三月十五日、駐米仏国大使ジュスランは大統領ローズヴェルトを訪い、「閣下の予言は不幸にして着々適中し、今や一点の疑もなきに至つた」と述べたので、大統領は「露国にして遼陽または沙河の会戦後自分の勅告を納れていたらば、今日の如き大敗の耻辱を免かれたであらう。自分の勅告は日本の利益のためではなくして、寧ろ露国の利益を計つてのこと、露国にして自分を信するならば、今に於て自分の勅告の真意を識認すべきである」と答えた。同月二十三日、同大使は重ねて大統領に対し、露国は日本の講和條件を知ること并希望するとの意を極めて婉曲に通じた。蓋し同大使は奉天戦後に於ける和議の促進に関してローズヴェルトの意向を探らうと欲し、大統領はまたこの機をもつて、出来るならば前回の徑路を追うて仏国をして露国の反省を促さしめようとした結果であらう。

この間駐米独国大使は、高平に対し荐りに露国の統戦の決心なるものを吹き込むに努めた。高平の三月十五日発の小村への一報告に「ドイツ大使は昨十六日本使を来訪し、在露都同国大使からの來電によれば露帝は統戦を決心したようだと告げ、爾來本使に向つて平和の見込が奉天会戦以來一層遼遠となつたことを鼓吹するに努めている。現に本日も本使に語つて曰く、余（ドイツ大使）は今朝露国大使に面会したところ、同大使は露国は最後まで戦うに決したと最も明確に断言し、要するに平和の見込は、今は三週間前よりは一層薄弱となつたといつた」とある。駐米独国大使はただに高平に対してのみならず、同三月二十三日米国大統領に向つてもまた、露国はなお一年間は交戦を意とし

ないが、日本は到底かく久しくこれに堪えないであらうと述べたことがある。大統領はこれに対し、日本軍は満洲の物資により補給することが出来る。露国にして徒に日本が持久に堪えないことを期待して統戦するなら、遂に失望を招くに至るであろうと答えた。

かかる情勢であつたから、米国大統領はこの際講和に関する我が国の意向を列強に示すをもつて和議の促進に利あるものと考えたらしく、三月十六日高平に対し敕告として述ぶる意ではなく、単に自分の念頭に浮んだ一考案に過ぎないと断わり、

「露国の大敗は今日何人も識認するところで、かつ露国の宰臣もその過半は平和説に傾いたと称せるが、しかも露帝が依然統戦説を固執するの目的は何れにあるか、そは明瞭でないけれども、ただ露国側から和を求めるに於ては、露国の屈辱とする条件を日本側より要求するだらうことを恐れている一事は明瞭であるから、日本としては敵のために一条の逃路を開き置くことが得策であるまいか。すなわち日本に於てこの際講和に意あることを何等かの方法で列強に通じ、かつ出来得るなら講和条件をも示して置くことと強ち妙味なしともいえないだらう。然る上なお露国に於て統戦を主張することありとすれば、その曲は当然露国に歸し、日本に何等損するところあるまい。右の考案果して実行し得られるか否かについて篤と考究ありたい。」

との意を語つた。けれども我が政府としては、この時機に於て講和條件を示すことは到底容諾し得られないのみならず、講和に意あるを示すことすら大いに熟慮を要した。蓋し列国の輿論は概して平和を希望していたから、我が国に於て講和に意あるを示すなら彼等はこれを歓迎し、一層同情を我が国に寄せるに至るであらうけれども、最も考慮を要するは、その露国に対する影響如何である。そもそも露国に於ける和戦の争は、もともと單純な意見の相違から来るのではなくして、文武兩派の政權の争奪これが骨子であり、交ゆるに諸般の複雑なる政治的關係をもつてし、事態

頗る錯綜せるものがある。されば現に露国政府の責任の位地にある武断派の如き、この際自ら講和を云為するに於ては、その失敗を自認することとなり、その政治的立場を失うに至るから、今我が国に於て講和の意あることを示すならば彼等はたまたまもつて日本の弱点を見出し得たと為し、その常に吹聴せる、日本は財政の点に於て早晚遂に屈服するに至るであろうとの言漸く適中し来たつたものとし、一層上下を鼓舞して統戦熱を煽動し、その結果は却つて和議の前途を遼遠ならしめる虞なしとしないのである。講和のこと軽々しく談ずべからざる所以は実にここにある。されば小村は三月十九日右の所見を高平に伝え、当時滞米中の金子と共にこれを服膺して大統領との應對に當るよう訓示した。然るに同月二十四日高平の大統領に会見した節、大統領からは重ねて「日本が戦争の終局に際し充分の果実を収得することは自分の熱誠な希望であるのみならず、その今後統戦に堪えるの力あることもまた自分の確信するところ、現に自分はその意味に於て日本の地位を説明している」と述べ、更に語を進め、「日本の要求しようとする講和條件の概要はこの際自分に於て承知し置きたい、もつとも自分はこれを露国にはもちろん、日本の提議としては他の如何なる国にも知らしめることなく、単に自分一己の確信として列強に通じ置くのみである」と云い、殊に償金要求の意思あるや等を高平に尋ねた。事情かくの如くであつたから、小村は三月二十九日をもつて彼に電訓し、大統領に向つて重ねてその友誼に対する我が深厚なる謝意を表し、併せて

「さきに大統領に対して開陳したる満韓並びに旅順に関する意見は、敢えて最終の講和条件を示す意に出でたのではなくして、単に右三問題を解決するの最も適當かつ満足な方法に関し大統領よりの問合に對し我が方の意見を回示したに過ぎない。講和条件としては固よりこの以外に、日本の将来の安固と康寧を目的とする若干の要項がある。けれども最終かつ確定の講和条件なるもの

は戦局の進歩と共に変更を免れぬから、未だこれを決定するの時機に達しない。かつこの際我が方に於て輕々しくその条件なるものを發表するなら現下の形勢よりすれば露国はこれを單に国内政策の点より考量するに止まり、國際的見地よりこれを考量するとは思われない。殊に露国にして平和希望の誠意を表示するに至らない限り、露国に我が提出の条件を承諾させる意向を期待すること不可能であるから、我が国は目下の時機に於て講和に関する我が意向を發表するは不得策であると思惟する。償金問題に至つては、政府はこれを戦争の原因と、戦局の現勢と、類似の場合に於ける世界の慣例とに鑑み、露国に向つて償金を要求するに十分の理由あるものと信ずる。統戦に関する日本の能力問題については、政府は開戦に先立ちこれに對し最も慎重細密の考量を加えたが、實際國民が軍国の急需に應ずるの實力と覚悟は遙に予想に超越せるを認め、随つてこの点に關しては毫末の顧慮を有しない。」との趣旨を内陳するよう訓令した。

高平は翌三十日大統領を訪ひ、右訓令の趣旨を通じた。大統領はこれに對し、自分一個としては日本が償金を獲ようになることを希望するも、列強の意向については未だ何等知るところなく、かつ露国は償金を支払うの資金はないであろうと述べ、その余の点については満足であるといひ、別に薩哈連に関する日本の意向を知りたいと求め、さらに列強の態度に關し、露仏の側では講和問題を列強會議に附する希望ある模様なるが、自分の信するところでは、講和は両交戦國間の直接談判によつて解決すべきもので、列強會議を開くに於ては參加國は各自各種の意見と要求とを提出し、終には清國の領土保全をすら危うするに至らないとも限らぬから、その開催は害あつて利あるを見ない。察するに英独兩國もまた賛成しないだらう。殊に英國はこれに關し全然自分と歩調を一にする意あるのみならず、スプリングライスのベルリンから送致した書面によれば、独帝もまた近來全くその態度を一変したようであるから、全然自分を援助するであろうと語つた。大統領は前年五月末には金子に對し、他日講和談判の場合に日露間のみにて為

すに於ては、露国が将来これを確守して破ることなきや疑わしいから、一八五四年のパリイ條約、一八七八年のベルリン條約の如く、日露に英仏米独清の關係列国を加えて保障せしめること日本のために得策であろう。かつこれ等七カ国の會議に附議せば、日本の穩当な要求は多数の認諾を得られるであろうと語つた由であるが、彼は今や局面の推移に鑑み、一變して列国会議説を非認するに至つたものと思われる。大統領が同三月三十一日附で当時養病のため南欧に遊んだ國務長官へ一に送つた書簡に曰う。

カシニ一及び高平は交々余を訪ひ、和議に関し語るところあつたが、双方共に已先ず手を下すを好まぬから、今日迄のところ、何等の進歩を見ない。高平はいふ、露廷にては政府を拘束するの力ある大臣とては一人もないこと明白であるから、露帝その人の言として出るのでなくばこれを考量するを欲せずと。これ一理ある。カシニ一は、公的にいへば政府は統戰に意あり、私的にいへば己は平和を欲すと余に語つた。独帝はまた独帝で、仏国が列国会議を操ろうと試みつゝあること、そしてその場合には独国は埒外に振り落さるゝものと信じている。彼は何たる跳ね男よ。彼は余に寄する外、あらゆる人物に対して書きつゝあるようである。余は講和のため列国会議を召集するの議には反対である。

支那は両交戰国の結局共倒れとならうことを欲するところから、日露の統戰を明かに希望しているようである。歐洲列国は平和を欲する。日本が浦塩を奪取するも、英国は決して欣喜雀躍するには至るまいと余は信ずる。列国は余の和議駁論者として行動するを好まないようで、余自身に於てもまた取えてその意あるのではない。余は日露兩國自身の間にこれを解決することを欲し、余以外の何人かその促し役に当るならば満足する。仏国にしてこれが任に当らば、蓋しその目的に適うであろう。

また大統領がその翌三月三十一日附で駐米独国大使にあてたる書面は、彼か独帝の尽力に期待するの大なるを示したもので、その文にいう。

「余は貴簡に対する回答として、和議の機会到る場合に列国会議でこれを議するを不賢明なりとするに於て独帝と全然所感を一にすることを閣下に告げるを欣幸とする。日本公使は余に、日本もやはり同意見なりといつた。余は英国大使に列国会議反対説を余の意見として語つたが、彼は英国政府もまた必然同感なるべしといつた。余はまた露国大使を引見し、余の判断では講和は明らかに露国のために然るべきこと、露国にして一日の安を偷み、その都度日本の勝利を見るの睥に於ては、日本の講和条件はその都度苛重を加ふるの外なきことを告げた。これは閣下だけのお含み迄に申す。」

さらに裏面の消息を詳密に説示したものは、大統領が四月二十四日付で外遊中の國務長官へ一に送つた左の書簡である。

「余は前週中カシニ一を二回、高平、デュラント(駐米英国大使)、ジュスラン(同仏国大使)を一回あて、又スベック(同独国大使)を三回引見した。独帝は己の生命及び権勢に対する陰謀を少しく嗅ぎ付ける毎に、あわててこれを余に通報するに於て殆んど偏執狂者の観がある。帝は日露の問題のために列国会議を開くを好まない。現下の事情にあつては、余も亦全然同感で日英西国もまた同意見を有する。帝は英国政府が同様の見を持つて驚異しかつ安心せる状がある。帝は英国が己を襲撃し、独国艦隊を撃破し、或は仏国と連合して己に死活の戦を挑もうと企画したと真面目に信じた。英国がかかる企画を有しないことはもちろんなるが、しかも英国自身も独帝が密かに仏露いづれか又は双方と相結んで對英同盟を作り、來つてその艦隊を撃破し、英帝國を地図上から抹殺しようとの意図を有せずやとて恐慌に打たれているのである。何故に兩國民を驅つて開戦に導くか如きかかる不信及び恐怖を相互に相抱くかは、寧ろ不可議の観なしとしない。

公的には露国政府は統戰に意ありと宣明する。カシニ一は余に自分は名譽ある条件ならば和議を歓迎すべく、但し償金問題の如きは瞬時も考量する能わずと語つた。無論訓令を受けての言であらう。余は彼に告げていつた、「余の観るところでは、露国は日本軍が未だ露国の何れの領土をも獲得せざる今日に於て償金問題を商量すべきか、はた日本軍が哈爾濱及び浦塩を占領するに至る

の時を俟つかは考量すべき要点なるべく、また露国はかかる事情の下にあつて日本は、その講和条件を幾分苛重にせざるべきやをも考慮せねばならぬ。余は日本が奉天の大捷を獲、一切の危険は既に去り、己の条件にして承諾せられない限り寧ろ統戦の利を思ふものと信ずるから、日本の利益のためでなくして誠実に露国の利益のために敢えてこの言を為すのである」と。

日本の政府及び人民の心情には、近時顯著の変化を呈して來た。これ必しも無理でない。彼等は勝利は我が物と信じ、もはや外部からの干渉を受けることなく安全なりと信じ、著しく高調子となつた。高平は余に、日本は開戦の原因たる諸点の外に償金の要求をも主張すべしといつた。余は彼に、日本が奉天戦役以前に於て、他日露国に要求すべしといえる諸点については衷心同意を表するも、償金の一条については意見を保留すべしと告げた。

およそ今日世に露国の専制政治ほど憐れなるもの他にありや。ザーは一億五千万の民衆の専制君主として冠履顛倒の憐れ至極な小動物ではないか。彼は進んで開戦を為し得なかつた。今はまた退いて和議を為す能わざるの状にあぐら」(Bishop, *op. cit.*, I. pp. 377-379)

ともかく露仏の希望した列国会議説は米國大統領に於ては不同意のこと漸く明瞭となつた。この報告に接した小村は、重ねて我が政府の意見を大統領に徹底せしめ置くの要あるを認め、四月三日をもつてこれに関する電訓を高平に發した。恰も大統領は四月三日をもつて南部地方へ狩獵に旅立つたので、高平は國務長官への養痾不在中外交事務を代理する陸軍長官タフトに面会し、大統領の内密の参考迄として、列国会議説に関する大統領の所見が全然日本政府のそれと符合するのは満足なること、日本政府は大統領と均しくかかる會議は清國の領土保全を危うし、かつ一般の利益を害することを確信し、かつ列国会議は日本自身の利益に反するものと思惟すること、一切の講和條件が兩交戦國の直接談判にて決定せられるを要するは露國の累次かつ明確に言明したところで、日本もまた從來同一の意見を

懷持し、今に及んで依然渝るところないこと等を通じ、なお償金問題薩哈噠問題等に関する政府の所懷をも概要披陳せしめた。

想うに列国会議説の如き、仏國の露國のために計つてこれに賛同するは怪むに足らない。英米がこれに賛しないのもこれ理なきにあらずだ。ただ独帝のこれに合槌を打たなかつたのは如何。タフトは四月三日高平を引見した際、獨國大使の筆蹟と認められる手柬の一部を彼に読み聞かせたが、その要領は、露國高官中に東亞問題討議のため列国会議をパリに開こうとの考案を抱くもの少くないと在露獨國大使から報告あつたけれども、かかる會議を開くに於ては仏國は南清に於けるその勢力擴張を提議するだろうし、英國もまた何等かの要求を提出するだろう。そして日本は該會議に於て最大の勢力を有する強國と連合するであろうから、會議は何等有益の結果を齎さないのみならず、却つて多大の危険を伴うことを予期せねばならぬ、故に独帝にはこれに反対せられた、というにあつた。独帝は右の趣旨をもつて、その駐露大使に訓令すると同時に、別に駐米大使をして米國大統領の態度を探らしめたい。タフトは高平に対し、独帝が列国会議説に反対するを聞くは理由の如何を問はず自分の満足するところだといひ、また独帝には總ての國を疑うものゝ如く、ある時は英國、ある時は仏國、甚しきは我が米國をすら疑うことがある、はた或は日露兩國が他日對獨連合を組成すべきを危惧しているやも知れない。蓋し独帝はその在外使臣の誤聞に基いた不確実な報告を誤信するようであると評したのは面白い。独帝が當時列国会議案を自國に不利とし、その成立を妨止するに腐心していたのは、當時同国外務当局者が我が駐独井上公使に対して不贊成的意見を吐露したとの情報に徴するも疑を容れない。然り而して獨國のこの態度は、たまたまもつて他の列強をして講和干渉の意向を一定せしめるの動機

ともなつた。

この際更に転じて露国の盟邦たる仏国の態度を洞観するに、奉天大戦後に於ける露国の大敗報と共に仏国の輿論が俄に平和論に傾くに至つたことはさきに述べた。爾来同国民の戦局の前途に対する焦慮憂惧は日に其の甚しきを加え、和議は仏国自身を擁護する上に於ても、もはや一日も緩うすべからずとし、政府を動かして露国に対し講和の勸告を為さしめるの急を論じた識者も少くなかつた。彼等は露国は到底戦運回復の望なく、よしんば仮に非常の努力を尽した末戦局を有利に挽回し得るとしても、その結果莫大の負債に苦むはもちろん、露国の精銳は極東に於て消耗し去り、兵力の恢復は容易ではない、その暁に於ては仏露同盟は名あるも実なく、国際政局は独国の願使する儘に左右せられるに至るを免かれない、独国はこれを見込んで存りに続戦を露国に慫慂している。故に仏国は速かに露国に勧め、速かに現下の災厄から脱せしめること、これ仏国自身の緊切利益で、措置これに出ずるは実に仏国の義務たると同時に、またその権利に属する、というに於て殆んど一致した。その国論既にそうであつたから、同国政府もまた拱手傍觀するを得ず、外相デルカッセの如き講和を露国に促すの意頗る切であつたが、何分にもこれ捉えるの機会なく密かに露国政府内部の平和派と接触を保ちつゝ、形勢の推移を待望するの姿で十数日を打ち過ごした。かかる間に彼等は和議の促進に関し胸中幾分の曙光を認めたようで、四月五日我が本野公使に對し、自分は今日まで不断に時局の趨勢を考察しつゝあつたが、今や露国の意思に関し最も信憑すべき消息に徴するに、若し日本にして露国に屈辱を与えようなるある種の條件、すなわち領土割譲と償金支払との二点を談判事項中から除去するに同意するならば、自分は日露兩國をして講和談判のため接近せしめることが出来るとの強固な確信を有する、但し講和條件そのものは当時国

間に於て直接折衝するを当然と信ずるから自分は毫も自ら條件の内容を知ろうと欲するのではないと述べた。本野はこれに關する小村の訓令を奉じ、四月十日デルカッセに面会し、日本政府は直接談判の主義に關しては全然彼と意見を同する旨を告げ、なお露国政府が平和を希望するの点については閣下に於てその所信を確保することを得るやを問いたるに、彼はこれに答え、日本に於て前述の二條件を提言しない以上は、露国政府は誠実に講和を希望するとの確信を有すると言明した。小村は四月十三日本野をして右の内報を謝せしめると同時に、政府はさきに陳示した如く、講和條件は両交戦國間に於て直接商議せられねばならぬものと信ずるから、我が要求の内容に關し予め何等留保を為すを承諾し得ないはもちろんである、露国は日本の要求を容れるの約束をしないで談判を開始することを主張するだろうから、日本もまたその正当と認める要求を提出するに於て均しく自由を有せねばならぬとの趣旨を答えしめたところ、デルカッセはやゝ失望の色があつた由である。

この間に於て、我が政府は露国の実勢と列國の態度とに鑑み、我が終局の目的を達するため、この際に処すべき方針に關し慎重し、特に小村は時局の前途に關する徹底的の意見書を閣議に提出し、四月八日の閣議は小村の意見書を基礎として結局戦争はなお長引くものとして、これに應ずる持久の策を講ずるの安全なるに若かずと認め、軍事上に於てはその既に占め得た位地を固め、進んで一層優勝の地位を占めるに努むべきは論なきも、外交上に於ては事情の許す限りなるべく速かに満足すべき和局を迎えるため適當の手段を講ずべしというに決定し、同月十日聖裁を得た。

政府のこの方針は、講和開始の目的をもつて両交戦國を相接近せしめるの勞を執るものあらば、政府に於てはこれを謝絶するの意はなく、寧ろこれを歓迎するの誠意を有したものであるが、既に直接談判をもつて一切の條件を決定

することを我が根本の主義とした以上、予め某々條件を除外するが如きはこの主義に反するから、小村が仏国外相よりの来意に対し前記の応答に出でたのは固より当然である。小村は四月十八日發電訓をもつて、本野をして仏国外相に対し念のため、この点を説明せしめ、もつて万一の誤解を防ぐの措置を執ると同時に、別に右会談の要領及び講和に關する政府の態度を我が駐米駐英兩國公使に電致し、内容に米英兩國政府に通示せしめた。米國大統領は四月二十二日、その旅行先から高平に回電して曰う、「和議は日露兩交戦國間に於て直接に行うを要し、一切の講和條件もまた兩國間に於て直接に談判することが現下の形勢に鑑み最良の方法なることは疑を容れない。但だ言う迄もなく、日本は滿洲に於て門戸開放を維持し、かつ同地方を清國に還附するの方針を今なお恪守しているものと自分は信ずる」と。小村は高平をして右大統領の所説に対し我が深厚なる謝意を致さしめ、滿洲の門戸開放及び還附の方針は政府のもちろん恪守するところである旨を言明せしめた。

この間大統領は出獵先から絶えずタフト長官に高平及びカシニーとの折衝に關し電訓しつゝあつたが、四月二十七日には更にコロラドから同長官に電報し、「余は日露問題のためというを避け、華府に於ける一般政務の都合を名とし、予定の五月十五日を繰り上げて五月八日に獵地を發し歸府の途に就くべし。その前高平に面会し左のことについてその意見を尋ねべし。すなわち大統領は兩交戦國に於て相互に接近し直接和議の開談を為すこと能わざるかを大統領一己の發意として承知せんがため、自分は大統領に代わり露國大使に面会すべく命ぜられたとしてこれをカシニーに極めて内密に談話することは如何、また和議開談の予備として先ず駐米日露兩國使臣間に何等仲介者を用いずして眞率坦懷の會談を試むるに若かずというのが大統領の所意であると陳述することは如何。高平に於て若し異議なきに於

ては、爾く行動せよ」と命じた。翌二十八日、タフトは右の電訓を齎して高平を訪い、その意見を叩いた。高平はこれに對し、日本政府の真意はこの際我が方に於て和議を必要とすべき何等特殊の事情あるにあらず、要は仏国外相が露國の希望なりと言明したにも拘らず、遂にその希望の目的たる兩交戦國接近の道を開くことに於て奏効しなかつた事實に鑑み、大統領に於て兩交戦國をして和議の開談に向つて接近せしめることに關し何等意見あれば承る迄に止まるものと思ふすとの旨を述べて我が地位を弁明した。ピショップのローズヴェルト伝に「その際日本公使はタフトの所問に賛成し、かつ講和條件に關し陳述した」と記してあるは誤つてゐる。小村は五月一日發電訓をもつて、高平をして重ねてタフトを経て大統領の好意を深謝せしめ、併せて「大統領來示の弁法が果して所期の目的に歩を進めるの効あるや否やは頗る疑わしく、世上伝わり知られたるカシニー大使の意見及びその性質から推考するに、同大使の關与にて和議の目的に向つて兩交戦國を接近せしめるの効あるうとは信じ難い。また同大使と日本公使との會談も、何等良好の結果を來たすものとも思われない、けれども大統領には今や多少成功の見込をもつて講和問題に手を染める時機到つたと思惟せられるようであり、我が政府もまたこの点に於て所見を一にし、又我が政府の關する限り、成るべく右の目的の進捗に貢獻しよう并希望する次第であるからいすれの道大統領の歸華せられるを俟ち、我が政府に於てその自ら認めてもつて良好と思惟する方案を具して大統領の考量に供すること致したい」と述べしめた。次で大統領が五月十二日に歸華する旨情報に接した小村は、その前日すなわち十一日をもつて更に高平に訓令し、大統領歸府次第成るべく速かに會見して前電の趣旨を説明し、なお大統領に對し「露國にして和議の希望を表示するならば日本政府は何時にてもこれが開談に應ずるの覚悟なることは累次声明したところで、この点に關し日本政府の目下の

態度は何等渝らない。かつ、いやしくも熈戰を目的とする正当なる尽力に対しこれを阻礙しないことは、文明及び人道に対する日本政府の義務であると確信するも、ただその尽力にして奏効を期するに足るべき確実の根拠なきに於ては、結局は失敗に終り、延いて和議を一層遅緩ならしむるに至るべきを恐れる。敢えて問う大統領に於ては、現下日露両国間に直接和議開談をする機運全く熟したものと認めらるゝや、和議はこの際果して露国の歓迎するところとなるべしと思惟せらるゝや、そして若し右の機運既に熟せりと認められるに於ては、両交戦国を談判開始に接近せしめんがため、大統領に於て直接にかつ全然その一己の發意をもつて、これを勧誘せらるゝ意あるや如何」との意を質さしめた。

この時に當り、久しく世人をしてその動靜を疑わしめたる露国のバルチック艦隊は、数月來の仮泊地としたマダガスカル北端ノシベ湾を三月十六日に拔錨して東航の途に上り、四月八日シンガポール沖を通過して同月十二三日の交、安南の東岸カムラン湾に入り、その支隊たる第三艦隊も四月上旬デプシーを發し、來たつて本隊に合し日露兩國海軍の雌雄と延いては全局の戰運を決すべき大海戰の機会は日一日と切迫して來た。また他の一面に於て、日本は統戰の結果財政の破綻を來たすだうとの感想は、独り敵の露國に於て僥恃したのみならず、我が國に厚い同情を寄せた英米人の間に於ても、この点について竊に憂慮せる者もあつた。されば小村は前記の電訓を高平に發するに當り、大統領が若し目下の形勢日本に不利なるが如き疑念を有する模様あるに於ては明確にこれを打ち消し、日本はその一般狀態に於て、またバルチック艦隊の來航に対し、戰局の日本に取つて好況なること今日に若くものなく、加うるに軍國の要求に應ずべき財源と信用とは極めて鞏固で、随つて依然前途の多望を確信して疑わすとのことを陳述し、

我が立場を納得せしむるに努むべき旨を訓示した。大統領は十三日をもつて高平を引見して言つた「自分のさきに露國大使に試みた平和の勸告は、露國の一部有力者間に良好の印象を与え、彼等一時講和説に傾くに至つたが、バルチック艦隊の支那近海に出現してから露人の意氣頓に揚つたものゝ如く、現に新任駐露米國大使はこの程露帝に謁見の際、『大統領は露國との友好關係を増進せんと欲するが故に、露國にしてその斡旋を利用するに意あらば、大統領は何時にても露國のために力を致すを辞せず』と言上したのに露帝は黙して答えず、側に侍した皇后には自身の帝に勧めた統戰説を帝に於て裏切るような応答を為されるかと氣遣つたものゝ如く、荐りに帝の顔色を凝視しておられたとの報告もあり、この報告その他の情報を綜合して考えるに、和議開談の時機は未だ熟してはいないものと見るべく、露國にして日本に講和の意向あることを聞いたならば、彼はこれをもつて日本がバルチック艦隊の東航に驚愕せるものとし、日本の提言に対し至当の考量を加えざるやも測り難い」と。大統領が同日すなわち五月十三日付にてサー・チヨルヂ・オット・トレヴェルヤンに寄せた手簡に

「余は差當り日露兩國を接近せしめるについて何等手を下すに由なし。余は露國人を愛するも、露國の政体を忌み、その政府当路者の言を信じて得ない。日本人は余これを將來の文明の重要な分子として敬重するに意あり。けれども日本人は全然白人に対して偏見を有しないとか懷疑しないとか見るは早計である。」

とあるは、大統領の胸中時局についてなほ多少の悲觀を抱いていた反映であらう。踰えて同五月十五日、大統領が當時倫敦に在つた上院議員ロッヂに送つた書柬には左の如く記してあつた。

「今や日本は余をして和議を試みしめようと焦慮していること疑を容れない。露國はさきに旅順陥落後直ちに講和すべしとの余の

勸告を無下に斥けて苦難を加え、今さら当然後悔しているらしく、日本も奉天役後代つて逆上の気味で、余の勸告を斥けるの過失を演じた。高平及び、余の推測にては日本の軍人一派は陸海共に、償金と割地とを主張し、そして露国はかゝる条件に服するよりも寧ろロジエストヴエンスキーの艦隊をもつてなお一戦を試みようとする。余は日本公使にいつた、若し最終の結果に対し、仮に大疑問を抱かずとも多少なりとも道理ある疑問を有するに於ては、余の判断にては敗者のために黄金の一橋を架し置くをもつて賢明なりとす。然るに彼は余の見解に同意しなかつた。然るに今や物質的に於ては日本艦隊より何程か優勢なるロジエストヴエンスキーの艦隊の出現により明らかに煩悶する場合に達着した。日本人は勇氣に於ては十分で、その慎重稱すべきが、しかも日本艦隊の有利のチャンスは一に對する少なくとも二あると同時に、不利のチャンスも三四の中に一あるに想到し、万一敗戦の場合には局面全滅の非運に遭遇するから、余りに敵を極度に絶望せしめないで勝利の実績を確たするに若かずとの意を彼等に告げしに、彼等は余の真意を了解したようである。(Bishop, op. cit., I. pp. 381-382)

見よ聰明達識ローズヴェルトの如きをもつてしてすら、來たるべき大海戦の結果如何については心中深く危み、その冒險をなすなくして和議を講ずるをもつて日本のために利ありと信じて居たことを。ローズヴェルトにして既に然り、他の局外者が悲喜交々その前途に觀察を下せる、また敢えて怪むに足らない。

翌五月十六日、大統領には更に高平を招き、告ぐるにその仏国大使との会見の結果をもつてした。即ち仏国大使は、「露国は仏国政府の了解するところにては統戦に意あり、殊にバルチック艦隊の支那近海に到達せし以來、露国の意氣は頗る揚つた、露人は同艦隊の成功を確信する」といつたが、これに對しては大統領は敢えて危惧説を述べず、寧ろ大胆に日本艦隊優勢觀を語り、バルチック艦隊は仮に多大の損害を受けずして浦塩港進入の目的を達したとするも、

日本艦隊にして依然その近海に遊弋する限り、ロジエストヴエンスキー提督は果して何事かを為し得べき、或は朝鮮海峡の遮断を試むるであらうけれども、その動作はたまたまもつて日本艦隊に水雷襲撃の機会を与えるに外ならぬ。かくて荏苒冬季に入れば、露国全艦隊は浦塩の結氷と共に全然同港内に閉塞せられ、結局旅順艦隊と運命を共にしないとは保せられぬと論じ、世界全般の利益に鑑みて平和の希望すべき所以を彼に力説したとある。なおその際大統領は高平に對し、露国はその全艦隊を失うても全局の得失上特に著大の不利を加えることは少ないが、日本の立場はこれに反するであらう。そしてロジエストヴエンスキー提督は全力を尽して日本艦隊に損害を加えようとするはもちろんであるから、日本はその艦隊の操縦に充分注意し、漫りに危険を冒さないよう慎重な思慮を加えるを要すと忠告した。小村は五月二十二日發電訓をもつて高平に命じ、大統領の厚意及び同情とその和議に對する努力に對し我が政府の深厚な謝意を致さしめ、特に我が海軍保存の切要に關するその忠言は日本政府の誠実感佩するところで、政府はこの点に關し將士の熟練とその周到な用意とに充分信頼し、漫りに敵を侮ることなく、及ぶ限り各種の場合を予想してこれに戰ずるの方策を講じつゝありと述べしめた。大統領は大に喜悅し、なお独仏筋よりの情報及び在露都米國大使の報告によれば、露都に於ては、バルチック艦隊にして戦捷を博さば局面全く一変し、陸戦に於ても従来の失敗を悉く回復し得べしと期待し、一般に同艦隊の成功に依頼し、好望を前途に繋ぎ居るものゝ如く、随つて海戦の結果を見ざる限り、和議についてこの上の措置に出するの途なしといつた。すなわち時局の前途は一に係つてバルチック艦隊の運命如何にあるの形勢となつた。

他方駐米露國大使カシニは、開戦以來各方面に向つて曲言舞文もつて米國の同情を露國に転傾せしめるに腐心し

たけれども、米国内多数者の我が国に対する同情は依然渝らなかつたから、彼は快々として樂まず遂に本国政府に対し歐洲に転任方を運動した。が、本国政府にあつては米國に適應する好個の後任者を見出すに容易でなかつたのと、かつはこの際彼を召還するは米國に於ける露國外交の失敗を裏書するものとの感あるがため強いてその在任を要望しつつ、數カ月を打ち過した。彼は爾來漸く無為引籠りの態となり、殊に三十八年に入り、露都にてガボン僧正の率いる労働者の殺戮事件があり、米國の輿論は痛く露國政府の暴虐を責め、在米露國人の中にはカシニーに対し辭職勧告を為すものさえあつたので、彼はますます留任を面白からずと感じ、重ねて本国政府に請願したるものゝ如く、その結果五月十一日彼は西班牙転任の命を受け、同時に前本邦駐劄同國公使ローゼン代つて駐米大使となつた。ローゼンは曾て總領事として紐育に在勤し、同地に知友頗る多く、米國の社交界にては彼をもつて能く礼節に嫻い世務に練達せる好外交家となせる者少くなかつた。随つて露國政府はカシニーによつて蹉跌した外交をローゼンによつて恢復する意であるものと認められ、米國ではこの任命を重要視した。この更迭と前後し、米國政府は新たに駐韓米國公使として在露大使館參事官モルガンを任命した。大統領の當時人に語つたところによれば「自分は曾て韓國に在勤せし某を選任するよう有力な筋から強要せられたけれども、某は日本に対する同情に於てやゝ欠けるところがあるので彼を排してモルガンを選任した。モルガンは日本に対し自分と全然同一の感情を有する。自分はモルガンに訓令するに日本官憲と絶えず密接の關係を支持し、日本の政策と一致する行動を執るべき旨を以つてした」ということである。

第五款 日本海々戦から米國大統領の和議斡旋

バルチック艦隊の東航は、我が軍事当局者から觀れば確かに文字通りの歡迎であつた。何故ならば、我が海軍が同艦隊と一挙雌雄を決した後にはあらざれば講和の談緒は開くに由なく、そしてこれと雌雄を決するには、彼等が我が近海に来て呉れなければ不可能であるからである。彼等東航の途次、寄港地の仏國官憲が偏倚の便宜を彼等に供与したのに対しては、我が國としては一応の抗議を試みたことは固より當然であつた。けれども彼等がその盟邦の港湾に於て特別の便利を受けるのでなければ、その無事東航は初めより覺束なかつたのであるから、仏國の中立違反は同艦隊を予定通り東航せしめた点に於て却つて同艦隊を死地に導いたものといえる。

程なく日本海の大戦は予期の如くに到達した。そして我が善謀巧戦は史上空前の大捷となり、露國が戦局一変の希望をかけて深く信頼した遠來の大艦隊は、五月二十七八日の両日を出でずして殲滅に歸し、露國は今や愈々一大致命傷を受けた。バルチック艦隊の將校中には、貴族名門の子弟が少くなかつた。露國の上流社会の人々も當時既に戦局の不利を感知せぬではなかつたが、眼のあたりその子弟が殆んど挙げて日本海軍の前に無慘の最後を遂げたとの凶報に接しては、今さらながら甚大の非運を感傷せずにはいられない。ここに至りて露國の上下は、到底戦局を挽回するの絶望なることを一齊に覺知した。特に民衆は異口同音に戦争の終結と議會の召集とを要求し、力説し絶叫した。そしてその盟邦たる仏國の輿論は一齊に露國に勧告するに、この上更に一層の災害を重ねんよりは寧ろ今に於て叩頭するに若かざるをもつてし、ベルリン方面にあつても和議促成論は急に高まり、英米の諸新聞紙に至つては統戰の不可を最も切実に露國に勧告し、講和の聲はかくして殆ど全世界に響き渡つた。特にこの大捷の報を聴いて衷心歓喜したものは大統領ローズヴェルトである。初め彼はニューヨーク淹留中の金子からこの大捷報に接するや、即座に回

答して曰つた「貴下の欣喜雀躍するに余りあり、トラファルガーの役とても、西班牙のアルマダ艦隊の敗戦とても、かく迄雄偉かく迄完全ではなかつた。竹下中佐の今朝余の事務室を出する時、海軍長官は彼を目送しつゝいつた。今出で行く彼は何と幸福な男よ、あらゆる日本人、取り別けあらゆる日本海軍々人は、今日はさながら空中に踊躍しているの想がある」と。次で六月七日、金子の親しく大統領を訪問するや、彼は金子に向い「自分は真に日本海軍の大勝利を祝福して已まない、この大勝利たる真に世界未曾有の偉大なる現象で、トラファルガーの役と雖到底これに比較すべくもない。自分は最初その第一報を受け受したる際には、これを事実と信ずることが出来なかつたが、次で第二第三の確報到達するや、神経昂進して身全く日本人に化し、公務を処理するの念なく、ただ来訪者に対し海戦の状況を談話して終日を送つた。これ全く自分がこの海戦をもつて日本帝国の運命を決定するものと信じたからである」と語つた。

かくして我が国は戦局の上にも、至上至極の好位地を贏ち得たと同時に外交上に於ても実に、有利の立場を得るに至り、正に和議を図るべき秋に当面した。然るに我が国内にあつては、東郷艦隊が余りに易々とバルチック艦隊を撃破したのを見、講和の談には耳を傾けず、国民の多くは一齐に哈爾濱へ進め浦塩港を占領せよ、と叫んだ。これ果して出来得べきか。当時我が民衆は連戦連勝に馴れて氣漸く驕り、奉天の大勝で敵の陸軍に致命傷を与えるに至らなかつた当時の実勢を解せず、哈爾濱を屠り貝加爾を衝くは一挙手一投足の勞ほどに思惟した。けれども戦争の続行はなお難きにあらず、難きは和議の好時機を捉えるにある。小村と桂はこの点に於て人一倍に苦慮したが、この好時機をもつて予ての廟議に従ひ和議の方針に一步を進め、もつて我が終局の目的貫徹を図るの国家の前途に鑑みて最も得

策と認め、講和の開談に向つて両交戦国を接近せしめることについて米大統領の斡旋を促すことに決し、五月三十一日をもつて高平公使にその意味の電訓を發し、大要左の陳述を大統領に為さしめた。

「日本海軍の大捷が露国の戦局一転の希望をかけて深く信頼した武力を殲滅せしめた今日、露国政府に於て講和の問題に意を傾くべきは必ずしも失当の予想であるまい。和議にしていよいよ開談せられるに至らば、全然両交戦国間の直接の会商を要すべきは日本政府の依然確信するところであるが、しかもこの場合に於ても、両交戦国を互に接近せしめてその会商に入らしめるがためには第三者の友誼的斡旋を必要とする。そして日本政府は、識見智慮共に我が全然信頼するに足るべき第三者に於て右斡旋の任に當ることを欲する。故に大統領に於て直接かつ全然その一己の発意をもつて両交戦国に勸説し、直接会商の目的のため相互接近せしめるあらんことは、日本政府の希望するところである。大統領にしてこの任に當るの意あるに於ては、日本政府はその手続如何、並びに他のいづれの国と協議の要ありや如何は、これを大統領の裁量に一任すべし。但し日本政府が本件につき直接間接共に露国と交渉するの意更になんことを、ここに言明せんと欲す。」

高平は六月一日大統領に面会し、右の訓令を披陳した。大統領は欣然これを諾し、先ず露国の意向を確めようとして翌二日当時なお華府にあつた露国大使カシニを招見し、この上の統戦は露国にとり全然無望であり講和の得策なることを懇切に勧告した。これに対し同大使は、五月三十日露国宮中に於て開かれた軍事會議の結果として、統戦の決議を報じ来たつた電報を大統領に開示し「この電信の如く露国は今日の場合に於て日本に対し講和の要求を為すことは出来ぬ、何となれば日本軍は未だ露国領土の寸地尺土をだに占領しておらぬからである、露国がその寸地尺土をだに喪わないのに講和を請求するが如きは、今日迄に毀損せられたる露国の名譽をしますます失墜せしめるに至るであろう。自分は本国政府より何等訓令を受けていないが、一己の私見にては大統領の忠言は本国政府の深く感謝すべきも、

一国の名譽を重んずるがため遺憾ながらこれに応ずることは出来ないであろう」と述べた。しかも内心既に和議の已むべからざるを識認せしものゝ如く、ただ彼はこの際露国から進んで講和を提議するに於ては、日本は苛重の條件を要求するに至るであろうと懸念の色を見せたので、大統領は言を改め「露国にして意を講和に決し、誠意をもつて日本全権委員と何れかの地に会合するに於ては、露国は日本の要求が露国自ら想像する程の苛重のものでないことを発見するであろう。但し諸般の状況を考量するに、露国に於て若干の土地割譲と償金支払の覚悟を有することは必要であろう」と説き、また全権委員会合地に關しては、露国大使のパーリーを希望すとの言に對し、右は両国協議の上哈爾賓又は奉天とするを然るべしと述べ、カシニーは右談話の次第を本国政府へ電報すべしと答えた。されど大統領には、カシニーがこの勸告を露帝に進達するに方り、或は言辞を改竄して真意を壅蔽することなしとせずと懸念し、別に六月五日朝駐露米國大使メーヤーに電訓を發し、直接に露帝に謁見の上大統領の訓旨として左の如く言上すべきことを命じた。

「大統領は陛下に請うに、この際平和の成立し能わざるかを商議するため、露國代表者をして日本代表者と会合せしめられんことをもつてし、陛下のこれを承諾せられんことを切望する。大統領のかくの如く所見を披瀝する所以は、露國のため最上の策と信ずるところを最も熱心かつ切実に勸告せんとするの希望に外ならない。

「今や露國の最も熱誠なる總ての友人その他一切の局外者は、現戦争をもつて絶対に見込なきものとし、かつその継続の結果は匪細に於ける露國の領土を擧げてこれを失うに至るの外なしと判断する。故に事態の紛乱と大統領の憂慮する極大の災禍を防止するため、日露兩國の全権委員が仲介者なく直接の会見を遂げ、もつて講和条件を協定する能わざるかを考究するに努められんこ

と大統領の最も熱誠に希望するところである。

大統領の所見をもつてすれば、講和問題の全体は兩國代表者間に於てこれを商議することとし、局外国に於て何等これに關係するありとするも、その範圍は右会合の予議すなわち日露兩國に於て商議を為すことを承諾するや否やを問うの勞を執るのみに止めしめる得策なりと信ずる。自然兩國いずれかの友邦より講和条件に關し何等勸告するところあり、兩國の討議に附するの要ありとするも、右は商議開始の上に於てすることとして然るべし。

露國にして如上の会合を為すを承諾すべしとせば、大統領は全然一己の発意をもつて、かつ露國の承諾せしことを告げずして、日本の承諾を得んことを試むべく、かつその成功の見込あるを信ず。そして日本の承諾を得るまでは本件を決して世上に公表せざることとし、日本の承諾ありたる上に於て大統領は公然の手續をもつて兩國に對し右会合を行うの承諾を求めることにする。会合の場所としては、大統領は哈爾賓奉天間の一地点を選ぶを可なりと思考する。但しこの点は單に一案として陛下の參考に供せんとするに過ぎない。

大統領は流血と慘禍を防止せむがため、速かに嘉納の回答に接せんことを切実に希望する。

大統領の右訓令は、予め独國筋の意向を斟酌し、特に独帝の意圖を商量した結果なることは後日立証せられた。すなわち大統領は六月三日駐米獨國大使から、

「我が皇帝陛下には總ての關係方面の利益に鑑み、露國は和議を講ぜざるべからざるものと思惟せらるゝ旨只今本使に通報せられ、かつ本使に命ずるに、貴大統領に於て和議のために竭さんと傾意せらるゝあらば、その尽力の何種たるを問わず、帝は默從的にこれを援助する積りなる旨を貴大統領に通すべき旨をもつてせられた。」

との書信に接し、その同じ日在ベルリン米國大使からも、

「獨帝には露國の勢は甚しく逼迫し、最近の敗戦に關する真相が露都にて洩く知れ渡るに至らば、露帝の身も危険となり、最大の擾亂蜂起するなしと限らずと認められ、この旨を閣下に通報すべく本使に求められ、また露都に一書を裁し、速かに和議に向つて進むべきよう勸告せられた。帝は本使に対し『米國人は日本人の最も尊敬する唯一の國民なる事實に顧み、また米國大統領をもつて日本をして穩當の要求に納得せしめ得る適任者なりと認むるが故に、敢えてこれを言う次第にして、かつ朕は露帝に対しメーヤー大使を招見し、これに托するに大統領への一伝言をもつてすべきを勧めた。願くは朕の執りたるこの措置を卿から大統領に内報せよ。朕は世界のためにこれを希望する』と云い給うた。」

との電報到達した。右獨帝から露帝にあてた六月三日付の勸告文なるものは、その後の露國革命後の一九二〇年一月露都にて幾多の重要文書と共に暴露公表せられたが、これによれば、その要旨は左の如くであつた。

「朕は日本は疑もなく他列國以上に米國に對し最大の尊敬を払うものたるの事實について特に陛下の注意を喚起し得べし。若し日本をしてその言に聽かしめ、日本の要求をして穩當の度合に引き下げせしむるを得るもの世にありとせば、そは大統領ローズヴェルトその人であらう。朕は彼と昵懇でかつ朕の駐米大使もまた彼の友人であるから陛下にして同意とあらば、朕はこれについて彼と密かに接觸して陛下のために計るは容易であると思ふ。その外陛下の閣下には、朕の多年相識り、朕の充分信用するメーヤー大使の駐在するあり。陛下には彼を招見せられ、隔意なく彼と謀らるゝも可なりと思ふ。彼は思慮に富み、事を依托するに足る人物で、かつ言語筆措に愛すべきものがある。」

獨帝の講和問題に對する意向は、當時米國大統領のそれと殆んど揆を一にし、かつ能うべくんば進んで講和助成の名著を分とうと欲するの情切なるものがあつた。殊に仏國にして講和の斡旋に當らうとするに於ては、その名著を仏國に取らるゝことを欲しない獨帝は寧ろこれを妨害し、却つて露帝に統戰を勧誘しないとも限らなかつたけれども、當

時仏國は恰もモロッコ問題に關して獨國と意見衝突し、遂に外相デルカッセの失脚を見るに至り、引き続きその善後策に忙殺せられ、また他を顧みるの遑なき際であつたから、獨帝はこの機會を利用して講和のために一肌脱ごうとの意に傾いた。ローズヴェルトはこの心情を捉え、和議の促進を期するには露帝に對する獨帝の勢力を利用することを捷徑としたらしく、小村のさきに五月三十一日發高平あて電訓中に於て、他のいずれの國と協議の要あるや如何はこれを大統領の裁量に一任すべしと附言したのは、小村の眼識よくこの機微の事情を洞察した結果である。されど流石にローズヴェルトは、獨帝の依頼を受けて露國に都合好き迄に日本の要求條件を圧搾するの具となることを欲しなかつた。故に彼は六月四日夜、特に獨國大使を招見して長時間の會談を遂げた翌朝、前述の如くメーヤーに電訓し、カシーを通じて勸告以外に、別に直接露帝に和議の勸告を為さしめた次第である。

同六月七日（及び同月十六日）大統領は當時英國漫遊中の米國上院外交委員長ロツヂに送りし書柬中に於て、講和交渉の当日迄の経過を詳細に報道するところあつた。これ等書柬の要領は載せてビショップのローズヴェルト伝にあるも、その全文は一九二五年一月十一日の「ニューヨーク・アメリカン」紙これを發表し、当年の経緯を明瞭ならしめた。七日の該書柬は左の如くである。

「東郷の勝利は多分疑なかるべしとは思惟せしも、苦戦は免かれざるべく、露軍にも多少の憊憊なしと限らず、日軍は勝つても少なくも艦艇に甚大の損害を受くべし、と米人の多数は、そして予ももとより、爾く推測し、何人も日本艦隊がかく迄の大勝利——戦艦といふよりも寧ろ牛を屠るに似たる大勝利を博し、艦艇を事実擧げて完うし、露國艦隊が全然殲滅せらるべしとは予想しなかつた。」

該戰闘後程なく、予は来訪の高平とカシニとを引見した。日本は己の欲する条件が少しでも多く達成せらるゝ限り、明らかに平和を要望する。露国は今迄のところ、何を欲したその欲するところのものを如何にして獲べきかを判断するに憚れにも、かつ煮え切らず、当惑しおるの状である。

「日本政府の請求により、けれども日本自身の辭を借れば「予の發言に於て」——すなわち日本はその請求の容れられんことを欲するも、それが予自身の發意に出ずると爲し、かつ如何なる形式に於ても、方法に於ても、日本自身請求したる風に見えざること希望した（この請求ありたることはただ貴君のみに告ぐ、もつとも追つてはジョン・ヘーとタフトには語る積りである）——予はカシニに向い、戦争はもはや全然露国に見込なきことの予の信念と、露日兩國が相識して講和の開談に一致せんことの予の熱望と、また予にして先ず露国の、次では日本の同意を得れば、右開談方のことを提議すべく、日本の同意はこれを得るに成算ありと思惟すること、以上を露帝に伝奏せんことを依頼勞々告げた。

「日本が予自身の運動及び發意に於て兩交戰國を直接に相互接近せしむべく勸請方を予に求めたのは面白い。恰も選挙運動委員が現任の在官者に向つて寄附金を要求するに方り、その俸給の一割を任意に寄附ありたしと勸請すると扱ばない。またもつて日本人の幾分の正直さ加減を見るべきである。

「カシニは上司に向つて不快なことを言上するを憚るから、彼は果して右を露帝に伝奏するやは予に於て確言し得ない。けれども予は他に取るべき道を知らない。折柄独仏兩國も存りに日露の講和を欲し、如何に着手すべきかについて予と所見を一にした。

「高平はまたスベック（在華府ドイツ大使）と会見した。その結果——これは日本の関する限り蓋し予想外の性質のものである——独帝の予への親電にあるが如く、帝の行動となるに至つたらしい………

予はこれに依り講和の開談が見込多しとは未だ信じない。蓋し露帝は全然支那式で、何事をも拒否すべしと思はるゝからであ

る。若し彼にしてこれを拒否せば、彼は自ら墓穴を掘るのみである。

「日本軍は今後数カ月間に——一年以内には無論のこと——太平洋面の露軍を悉く打ち破り、露国の要塞を奪い、事實に於て露軍を貝加爾以西に駆逐するであらう。何れにしても、予は講和に向つて予の能う限りのものを爲した」（下略）

ローズヴェルトがカシニを経て爲した講和の勧告に対しては、同月六日夜同大使から本国政府の回答を大統領に手交した。甚だ不得要領の回答で、大統領の勧告に対しては賛否共に確言せず、単に露国政府は和議または居中調停を請わざるべしといい、大統領に於て日本の要求を穩当ならしむことについてその勢力を加え、かつその要求の何たるかを知り出だされんことを希望すというに止まつた。大統領は失望した。同日金子の白聖館を訪問した折、大統領は「自分は百方手段を尽し、何等かの途により和議提言の端緒を啓こうと努力したけれども、露国は毫も耳を傾けない、策既に尽きてまた施すに由ない、今日のことただ已むなく統戰の一途あるのみ」といい、翌七日夜、金子が重ねて往訪した際にも、大統領は平和の希望の絶えたるを恨事とし、和議の前途なお遼遠なるべきを語つた。然るにメーヤーの勸奏は、カシニを経由せるところに反して好結果を齎らした。すなわち大統領には七日夜、金子の辞去した後十数分ならざるに、メーヤーからカシニの回答を覆えした急電に接した。「露帝は大統領の提言は絶対秘密に附せらるべくかつ大統領は自己の發意に於て日本政府の同意を得るに努めらるべきことの諒解の下に該提言を承諾す、このことを報道するの免許を本使に与えられた」という急電である。メーヤーの六月九日付をもつて大統領へ報告した詳細の郵便によれば、露帝には独帝からも和議の勧告を受けたことを言明し、「若し日本が米国大統領の照会に對し拒絶した場合、若しくはこれに同意を表するに至る迄、朕の決意は絶対秘密に附せらるるに於ては、朕は今大統領の勧告に應

じ、和議の可能如何を見るがため露日兩國の直接会同を為すの案に同意すべし」と云い、「卿（メーヤー大使）は際どき時機に來られた。今日迄は日本軍は一步も露国領土に踏み入らない。けれども今や薩哈噠は何時彼等の攻撃を受けるかも知れずと朕は覺悟した。故に兩國の会同は薩哈噠攻撃の始まる前に実行せられるを肝要とする」と述べたところである。

ともかくも大統領は七日夜メーヤーの右急電に接するや、同夜深更高平を招き「只今駐露大使を経て露帝からの親電に接した。けれども今その内容を閣下（高平）に語るに先だち、露国が直接談判を開始するため全権委員を任命するとせば、日本もまたこれに会商すべき全権委員を任命するや、この点に關し予め閣下に問わざるを得ず」と告げた。高平は即座にこれを肯認し、露国政府にして誠実に講和を希望してその委員を任命する場合には、日本政府もまたこれを任命することもちろんなるべしと答えた。ここに於てか大統領はさらに曰う「露帝は自分の誠意に対する感謝の意を表し、若し露国政府にして講和委員を任命する場合には、日本政府に於てもまた同委員を任命すべきや否やを確めた上自分の勅告を容れその全権委員を任命すべしとの回答を自分に致した。ついでには日本もこの目的のため全権委員を任命すべしとならば、露帝の意思の交らない中に公然の照会を発するを要するが、自分は今閣下から日本政府の意向を確め得たので、自分は明八日をもつて日露兩國駐割米国代表者を経て公然兩國政府に同文の照会を発すべし」と言明した。大統領が在華府の日露兩國代表者を通じて、日露兩國駐割米国代表者をしてこれを兩國政府に照会せしめるといつたのは外でもない、さきに在華府露国大使を経て為した講和の内勅告が不満足な回答を以て酬いられたのに鑑み、今次の照会もこれを露国大使をして取り次がしめるに於ては、或はまた満足なる結果を期し難きやも測

られずと懸念したからである。ローズヴェルトの用意周到誠に賞嘆に値する。かくて右の報道に接したる小村は、折返し高平に電訓し、大統領の用意周到の尽力に対し日本政府の深厚な謝意を表せしめ、かつ公然の照会接到的上は直ちに正式の回答を発すべき旨を確言せしめた。ここに至つて時はただ公然の照会の來たるを俟つのみとなつた。その間に於てカシニーは煩悶措く能わざるものゝ如く、大統領がメーヤーの來電を彼に示すや、彼は「メーヤー大使は察するに露帝の言を誤解せるならん」などといひ、また大統領が余りにひんぴん日本公使その他の關係国代表者を引見するは不公平なりと称し、人をしてその苦情を大統領に持ち込ませしめた。